

港湾分野の環境影響評価に関する計画段階環境配慮書作成等
ガイドライン

国土交通省 港湾局

港湾分野の環境影響評価に関する計画段階環境配慮書作成等ガイドライン（案）

構成（目次）

序章

I 環境影響評価法改正の概要	1
I-1 本ガイドラインの取り扱う範囲	1
1 本ガイドラインの取り扱う範囲	1
I-2 環境影響評価法改正までの経緯	2
1 改正の経緯	2
2 改正の意義	4
I-3 環境影響評価法改正の概要	6
1 改正のポイント	6
2 改正法の構成	9
3 埋立事業における配慮書手続のポイント	19
4 改正法と港湾計画特例との関係	22
II 公有水面埋立事業編	25
II-1 主務省令の概要	25
1 計画段階配慮事項の検討	25
2 第二種事業の判定の基準等	27
3 方法書の作成等	27
4 環境影響評価項目等の選定指針	27
5 環境保全措置指針	29
6 準備書、評価書の作成	29
7 報告書作成指針	30
II-2 主務省令の解説	32
1 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階	32
2 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針	34
3 位置等に関する複数案の設定	35
3-1 複数案の設定について	35
3-2 埋立事業の代替となる事業の検討について	37
4 事業特性及び地域特性の把握	38
5 計画段階配慮事項の選定	40
5-1 計画段階配慮事項の選定	41
5-2 重大な影響を受けるおそれがある環境要素の検討	41
5-3 専門家の助言を受けて選定する場合	47
5-4 選定結果の整理	48
6 調査、予測及び評価の手法	49

7	調査の手法	51
7-1	調査の手法の選定について	51
7-2	調査手法選定の際の留意点	55
7-3	重大な環境影響を把握する上で、現地調査・踏査を行う場合の留意点	55
7-4	調査の際の留意点	55
8	予測の手法	56
8-1	予測の基本的な手法について	56
8-2	埋立事業の配慮書手続で最低限行うべき予測内容の例	57
8-3	予測手法の選定	58
8-4	予測手法の不確実性	59
9	評価の手法	60
9-1	評価の手法について	60
10	手法選定に当たっての留意事項	67
10-1	専門家等の助言を受けた手法選定の考え方	67
10-2	追加の検討	69
10-3	選定された手法及び選定の理由の整理	69
11	計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針	70
12	関係する行政機関及び一般からの意見聴取	71
12-1	意見聴取の基本的考え方	71
13	配慮書についての意見聴取方法	72
13-1	意見聴取の基本的な方法	73
13-2	公告方法	73
13-3	縦覧場所及び公表方法	73
13-4	意見書の提出	73
14	配慮書についての意見を求める書面の送付	75
15	報告書作成に関する指針	77
16	報告書の作成時期等	78
17	報告書の記載事項	79
18	その他法改正事項	81
18-1	電子縦覧の実施	81
18-2	方法書段階での説明会の開催	82

(巻末資料)

序章

環境影響評価法（以下、「法」と言う。）の施行（平成 11 年 6 月）から 10 年が経過したことを踏まえ、中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度専門委員会は、環境影響評価法附則第 7 条に基づき施行状況についての検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じ、平成 22 年 2 月に「今後の環境影響評価制度の在り方について」を答申した。この答申を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」と言う。）が、平成 23 年 4 月に公布された。この法改正により、計画段階配慮事項の検討結果を記す「配慮書」の手続（以下、「配慮書手続」と言う。）や環境保全措置等の結果を記す「報告書」の手続（以下、「報告書手続」と言う。）等が加わった。

配慮書手続は、重大な環境影響の回避又は低減を図るため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」と言う。）の作成前の手続として、対象事業に関する位置、規模等の計画の立案段階で複数案を設定し、環境の保全のために配慮すべき事項について検討するものである。

従って、配慮書手続における予測は、重大な環境影響の回避又は低減を図るという法の趣旨を勘案し、既存資料の活用を原則とした簡易な手法により実施する。詳細な検討は、従来どおり方法書以降の手続（以下、「EIA」と言う。）で検討する。

本ガイドラインは、主に改正法で新たな手続として加わった、配慮書手続等について、港湾部局や港湾管理者等の事業者が実施する可能性がある「50ha を超える公有水面の埋立て及び干拓事業（以下、「埋立事業」と言う。）」に関する基本的な考え方を解説したものである。条例において同様の手続が規定されている場合においても、本ガイドラインを参考に実施されることが期待される。

環境影響評価は、事業（計画）の規模や内容あるいは地域特性によって、その内容が個々に異なるものであり、本ガイドラインの記載事項が必ずしも各事業の内容と一致しない場合もあることから、事業者は本ガイドラインの記載事項から適宜、事業にあった考え方を選択し、効率的でメリハリの効いた検討を行う必要がある。

なお、参考として、配慮書作成が効率的に進められるように、図 1 に手順を次頁に示した。

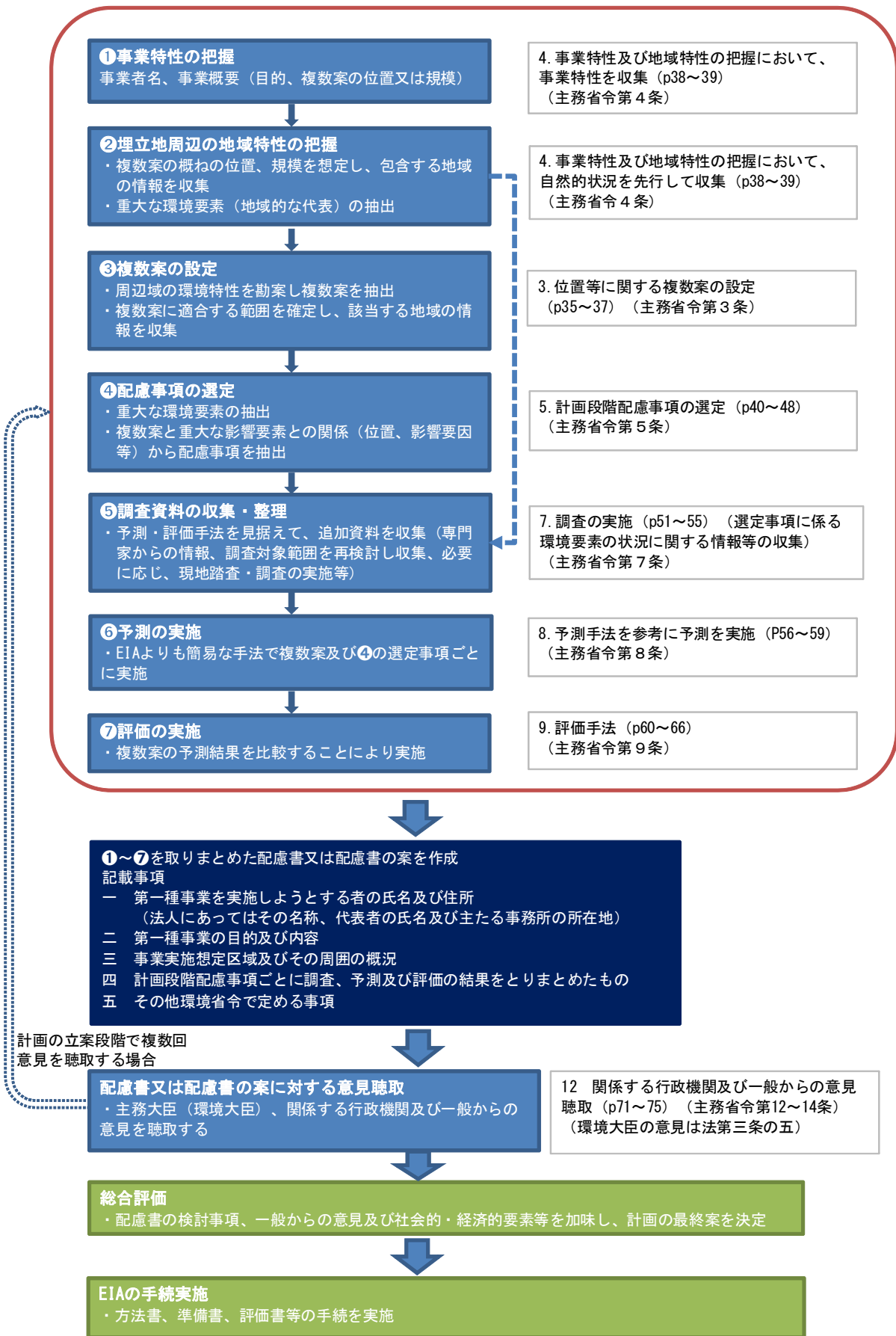


図1 配慮書作成の手順の概要

I 環境影響評価法改正の概要

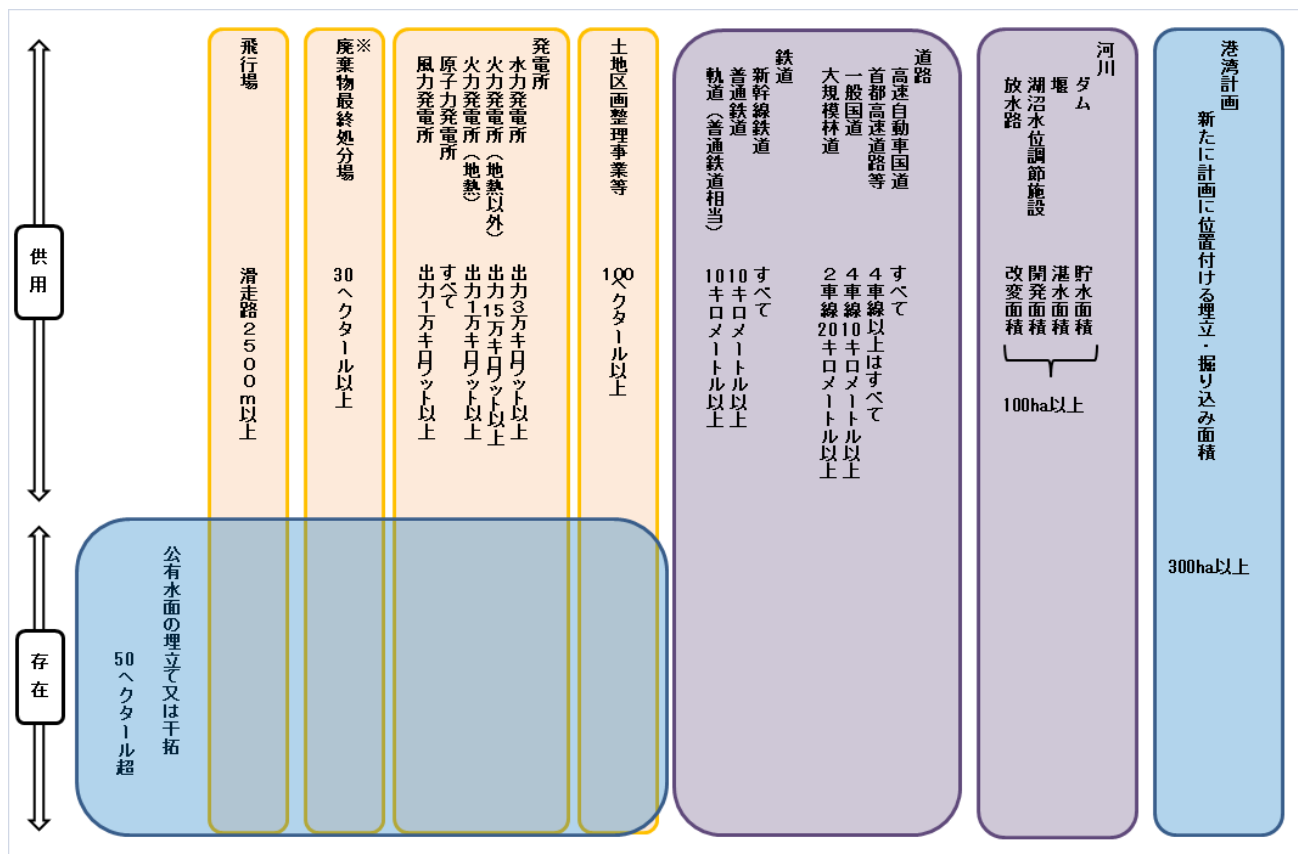
I-1. 本ガイドラインの取り扱う範囲

1 本ガイドラインの取り扱う範囲

港湾分野の環境影響評価の対象は、図 I-1 に示すとおり、「港湾計画」と「埋立事業」であるが、本ガイドラインは、港湾部局や港湾管理者が実施する可能性がある「埋立事業」に関する、環境影響評価法に基づく手続について解説したものである。

埋立事業に関する環境影響評価については、「埋立事業」単独で行う場合、供用時の環境影響評価は対象としない。公有水面の埋立（50ha を超える）を伴う飛行場の設置や廃棄物処分場の新設等（上物事業）が実施され、当該上物事業が法対象規模の場合には、上物事業に係る環境影響評価と併せて埋立事業に係る環境影響評価の手続が行われるが、供用時の環境影響については、上物事業に係る主務省令に従い、上物事業の事業者が実施することとなる。

法は、平成9年6月に公布され、平成23年4月に改正法が公布された。本ガイドラインは主に改正法で新たに加わった手続について解説している。



注：土地区画整理事業等とは、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新土地基盤整備事業、流通業務団地造成事業、及び宅地の造成の事業を指す

※：廃棄物処分場の供用時の影響は埋立事業の工事時の影響に相当する。

青いハッチ部分は港湾分野の環境影響評価の対象事業（計画）を示す。

図 I-1 法対象事業と埋立事業、港湾計画との関係

I-2. 環境影響評価法改正までの経緯

1 改正の経緯

環境影響評価とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価するとともに、環境保全対策を検討し、その事業を環境保全の観点からより望ましいものとする仕組みであり、法はこれらの手続について定めたものである。法は、平成9年6月に制定され、平成11年6月より全面施行された。

平成11年6月の法の全面施行以降、法に基づく環境影響評価の適用実績は着実に積み重ねられてきている。また、各地方公共団体でも法の趣旨を踏まえた環境影響評価条例の制定・改正が進められた結果、法と条例が一体となって幅広い規模・種類の事業を対象に、環境影響評価の所要の手続きを通じて、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。

法の施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、改正法が、平成23年4月22日に成立、同月27日に公布された。これに伴って、配慮書手続や報告書手続が新設された。

その間、平成17年には、環境影響評価の具体的な実施内容の根幹となる事項について、その基本となる考え方を規定した「基本的事項」が改正され、この基本的事項に沿って、翌平成18年には環境影響評価の技術指針等を定めた主務省令も改正された。これに伴って、メリハリのある的確な環境影響、評価の項目・手法の選定（スコーピング）の強化を図るため、「標準項目・手法」を「参考項目・手法」へ変更され、既存工作物の撤去等による環境影響の把握の必要性などが追加された。

また、基本的事項については、5年程度ごとを目途に点検し、その点検結果を公表するものとされており、前回の改正（平成17年3月）以降5年を経過したことから、平成24年に改正され、これに伴い主務省令も改正された。

改正法は、平成25年4月1日から完全施行される。

表 I-1 環境影響評価法改正までの経緯

昭和 47 年 6 月 6 日	公共事業における環境影響評価の実施を閣議了解
昭和 56 年 4 月 28 日	環境影響評価法案の閣議決定、国会提出
昭和 58 年 11 月 28 日	法案が廃案となる
昭和 59 年 8 月 28 日	環境影響評価実施要綱を閣議決定（閣議アセス）
平成 5 年 11 月 19 日	環境基本法公布・施行（環境影響評価制度の推進を規定）
平成 8 年 6 月 28 日	内閣総理大臣より中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問
平成 9 年 2 月 10 日	中央環境審議会の答申
平成 9 年 3 月 28 日	環境影響評価法案閣議決定、国会提出
平成 9 年 6 月 9 日	環境影響評価法成立
平成 9 年 6 月 13 日	環境影響評価法公布
平成 9 年 12 月 3 日	環境影響評価施行令の公布・施行（対象事業の規模要件等）
平成 9 年 12 月 12 日	基本的事項の決定（環境庁告示）
平成 10 年 6 月 12 日	環境影響評価法施行規則の公布 技術指針等を定める主務省令の公布・施行
平成 11 年 6 月 12 日	環境影響評価法全面施行
平成 17 年 3 月 30 日	基本的事項の改正（環境省告示）
平成 18 年 3 月 30 日	技術指針等を定める主務省令の公布
平成 18 年 9 月 30 日	技術指針等を定める主務省令の施行
平成 21 年 8 月 19 日	環境大臣より中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問
平成 22 年 2 月 22 日	中央環境審議会の答申
平成 22 年 3 月 19 日	環境影響評価法の一部を改正する法律案の閣議決定
平成 22 年 4 月 22 日	環境影響評価法の一部を改正する法律成立
平成 22 年 4 月 27 日	環境影響評価法の一部を改正する法律公布
平成 23 年 10 月 11 日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の閣議決定
平成 23 年 11 月 11 日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（風力関連）
平成 23 年 11 月 16 日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令公布
平成 24 年 4 月 1 日	環境影響評価法の一部を改正する法律の一部施行
平成 24 年 10 月 1 日	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行（風力関係）
平成 25 年 4 月 1 日	環境影響評価法の一部を改正する法律の完全施行

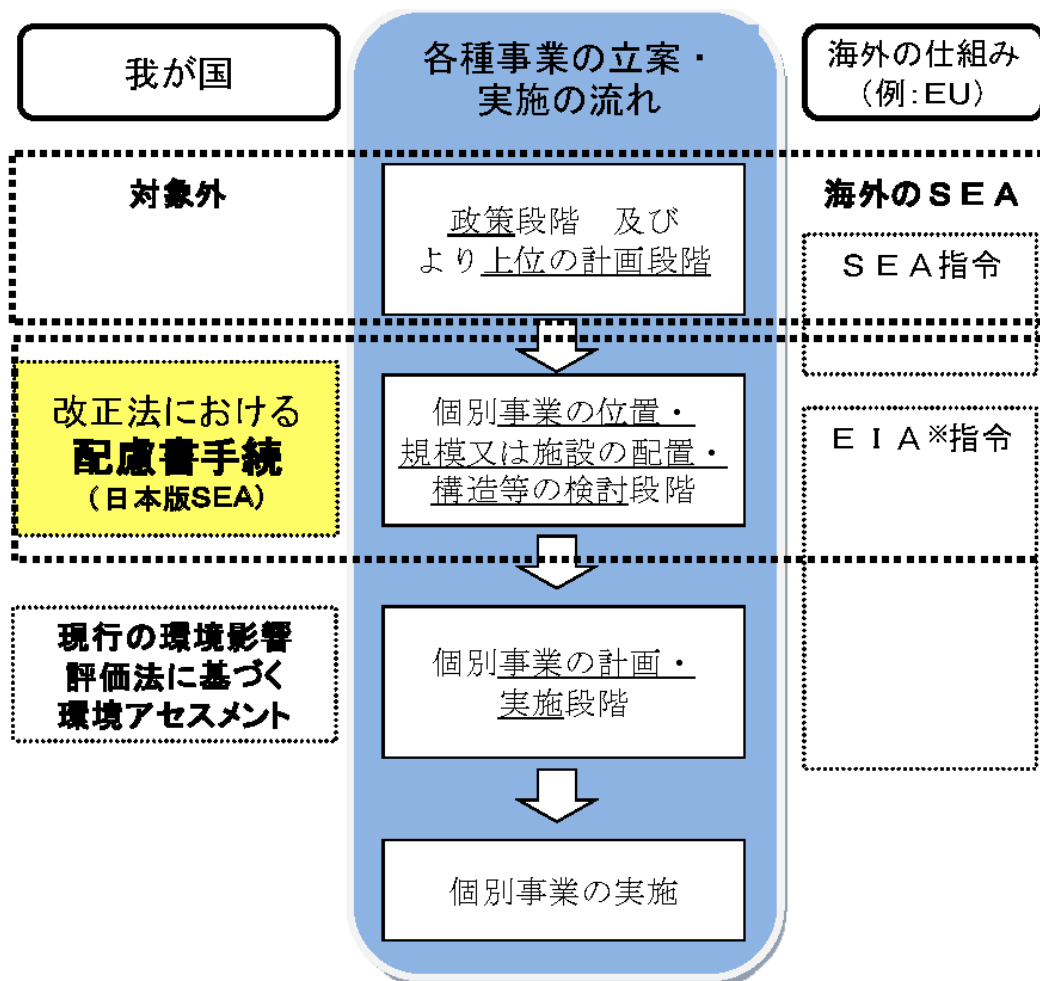
2 改正の意義

今回の法改正の中で特に特徴的な点は、早期段階での配慮書手続（計画段階配慮事項の検討）が加わったことである。これは、「事業の実施段階で行う環境影響評価は、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある。このような課題に対して、SEA（戦略的環境アセスメント）は、事業の実施段階の環境影響評価の限界を補い、事業の早期段階における環境配慮を可能とする」ために加えられたものである（「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会」、第2回委員会資料（平成23年7月））。

また、配慮書手続の評価手法としては「複数案を対象に比較評価を行うこととすべきである。」との答申（「今後の環境影響評価制度の在り方について」、中央環境審議会、平成22年2月）がなされており、「複数案」については、事業の「位置、規模又は施設の配置、構造等の様々な要素について複数案の検討ができるような柔軟な制度にすべきである」とされている。

なお、評価については、「我が国でSEAを導入するに当たっては、環境面の影響のみの評価を行うこととすることが適当である。なお、事業計画の決定に当たっては、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価が行われることになる。」とされており、配慮書手続においては、環境面の影響のみを評価すれば良く、配慮書手続終了後の事業計画の決定の際に、事業の必要性、経済性、社会性等も含め、総合的な評価を行えば良いこととなっている。

なお、SEAは本来、個別の事業に先立つ「戦略的な意志決定段階」、すなわち、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）、さらには政策を対象とする環境影響評価のことをいい、諸外国では各種事業の立案・実施の「政策段階及びより上位の計画段階」をSEAと位置づけているが、我が国では、「個別事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の検討段階」をSEAと位置づけている点に違いがある（図 I-2 「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会」、第2回委員会資料、平成23年7月）。



※EIA: Environmental Impact Assessment
 (事業の計画・実施段階におけるアセスメントの意)

※「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会
 第2回委員会資料 2-1 今般導入される配慮書手続について」より引用

図 I-2 改正法により導入される配慮書手続の位置付け (環境省資料)

I-3. 環境影響評価法改正の概要

1 改正のポイント

改正法は、これまでの法をもとに、中央環境審議会の答申に示された基本原則を盛り込む形で立案されている。改正法の手続のフローは図 I-3 に示すとおりであり、以下の①～⑦に示す7点が今回の法改正のポイントである。

①配慮書手続の新設

事業の構想段階における環境配慮を図り、重大な環境影響を回避・低減するため、方法書手続前の段階において、事業の位置及び規模を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、配慮書を作成することが義務化された。

(概要)

- ・事業の検討段階において位置又は規模（以下、「位置等」と言う。）の複数案の環境影響評価を実施
- ・埋立て又は干拓事業における配慮書作成の対象規模は第一種事業（埋立て又は干拓面積 50ha を超える）であり、第二種事業（40ha 以上 50ha 以下）は任意であるが、配慮書作成の手続を行うこととした旨を主務大臣に通知した場合には第一種事業を実施しようとするものとみなされる（スクリーニングを行わず法の手続きに移行）。

②環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、環境影響評価書（以下、「評価書」と言う。）の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等が義務化された。

(概要)

- ・環境保全措置等の結果について、報告書として取りまとめ、事業が完了した段階で報告・公表（評価書に盛り込まれた調査事項等に関する事業着手後の状況の公表等）
- ・環境保全措置等の結果は、必要に応じて、工事中、竣工後も公表

③環境大臣の意見聴取の機会の増加

これまで、環境大臣の意見提出の機会は、評価書手続のみであったが、配慮書手続から環境大臣が意見を述べる機会が追加された。

(概要)

- ・配慮書手続、方法書手続、評価書手続及び報告書手続の4段階で意見聴取
- ・配慮書、評価書及び報告書については、送付を受けた主務大臣等が環境大臣に意見を求めることが義務づけられている（法第3条の4第2項、法第22条第2項、法第38条の3第2項）。方法書段階については、事業者が主務大臣に対し技術的な助言を記載した書面の交付を受けた旨の申出を行った場合においてのみ、主務大臣が環境大臣に意見を求めることとなる（法第11条第3項）。
- ・埋立事業においては免許等を行うものは都道府県知事であるので、報告書の送付を受け、意見を述べる際、環境大臣の意見を求めることは法に規定されていない（法第38条の5）。

④政令で定める市から事業者への直接の意見提出

これまで、都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっていた。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者意見に意見を述べることとされた。

(概要)

- ・事業の影響を受ける範囲が政令で定める市域内に限られる場合は、市が直接事業者へ意見を提出
- ・政令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市

⑤交付金事業を対象事業に追加

これまで、補助金の対象事業が環境影響評価の対象となっていたが、補助金の交付金化を踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とされた。

(概要)

- ・交付金事業を対象事業に追加（地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金）

⑥方法書における説明会の開催の義務化

これまで、方法書段階での説明会は義務付けられていなかったが、法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施が義務化された。

また、配慮書手続の新設等に伴い、方法書に記載すべき項目が追加され、新たに要約書の作成が加わった。

(概要)

- ・方法書段階での説明会開催を義務化
- ・方法書の要約書作成が必要
- ・方法書の記載内容に従来の法の記載項目に、4項目を追加
(従来の法での記載項目)
 - ・事業者の氏名及び住所
 - ・対象事業の目的及び内容
 - ・対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - ・対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(新たに加わった記載項目)
 - ・計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
 - ・配慮書について環境の保全の見地からの主務大臣の意見
 - ・主務大臣の意見についての事業者の見解
 - ・その他環境省令で定める事項

⑦電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧が義務化された。

(概要)

- ・インターネットを利用した電子縦覧の義務化

環境影響評価法改正法の概要 (赤字・赤矢印が法令改正事項)

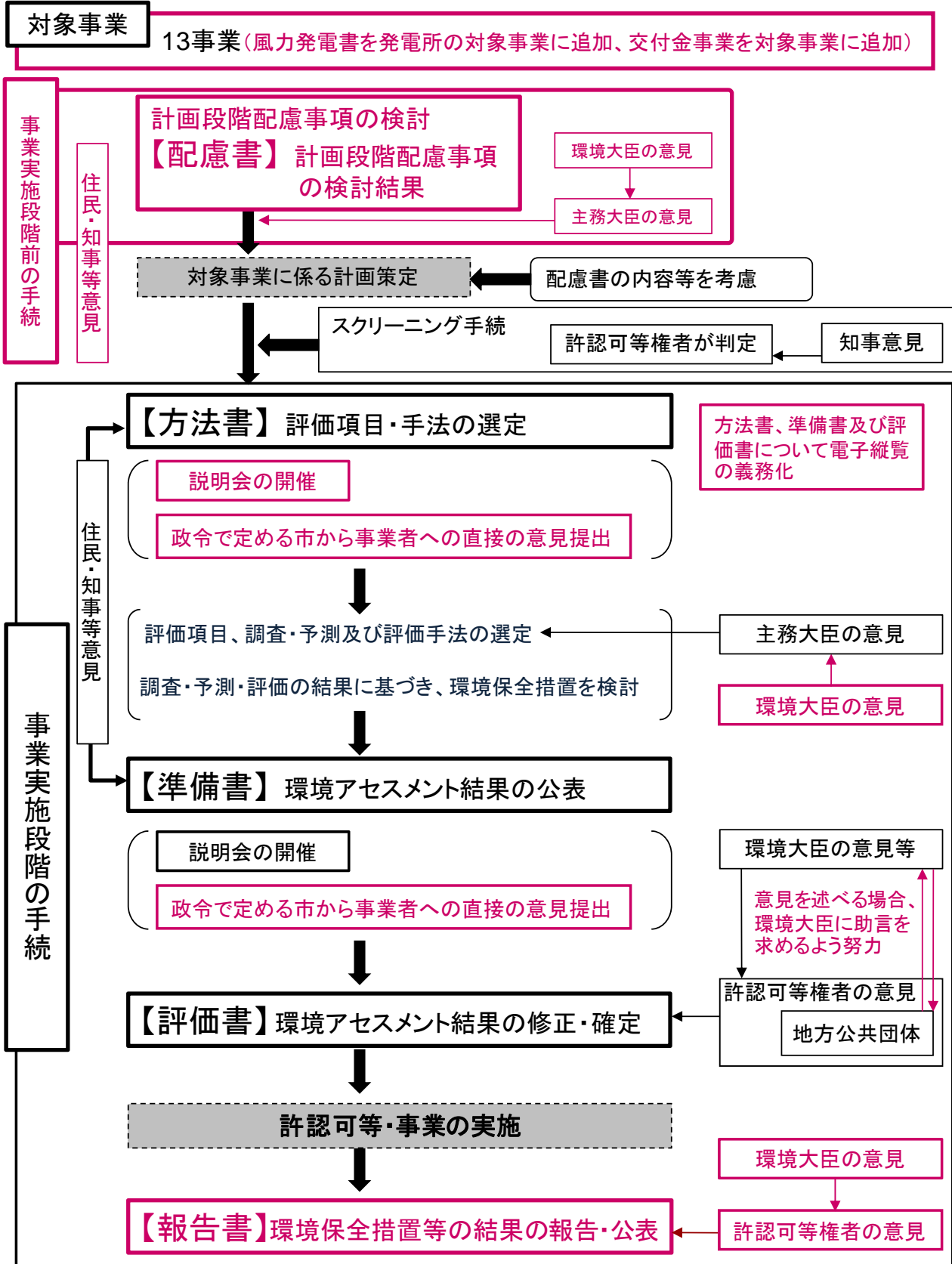


図 I-3 法改正後の手続きのフロー (環境省資料)

2 改正法の構成

(1) 目的（第1条）

本法では、目的として以下の点を明文化。

- ①環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であること。
- ②環境影響評価について国等の責務を明らかにすること。
- ③環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、環境影響評価の結果を事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること。
- ④現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること。

(2) 定義（第2条）

1) 環境影響評価

本法において「環境影響評価」を以下のとおり定義。

- ①事業の実施による環境影響を環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価。
- ②その過程における事業に係る環境の保全のための措置の検討。
- ③環境の保全のための措置が講じられた場合における環境影響の総合的な評価であり、事業者内部において行われる行為。

なお、説明会の実施や、地方公共団体や住民等からの意見の聴取、許認可に反映等の手続は「環境影響評価その他の手続」の「その他の手続」に相当。

2) 対象事業関係

本法の対象とする事業は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、政令で定められた事業。

- ①「第一種事業」とは、必ず環境影響評価を実施する必要がある一定規模以上の事業。
- ②「第二種事業」とは、第一種事業に準ずる規模の事業で、環境影響の必要性を個別の事業の内容や、地域の状況を踏まえて個別に判定（スクリーニング）するもの。
- ③「対象事業」とは、環境影響評価の手続を行う必要がある事業で、第一種事業及び環境影響評価の実施が必要と判断された第二種事業を指す。
- ④「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者と定義。対象事業の種類と規模は、表 I-2 を参照。

◎改正法での変更点

- ・対象事業に交付金事業を追加
- ・風力発電を対象事業に追加（環境影響評価法施行令）

(3) 国等の責務（第3条）

1) 国等の責務を規定（第3条）

国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境影響評価の重要性を深く認識し、環境影響

評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるように、それぞれの立場で努めなければならない旨を規定。

2) 計画段階配慮事項についての検討を規定（第3条の2～7）

- ①第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、一又は二以上の事業実施想定区域において、事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下、「計画段階配慮事項」と言う。）について検討。
- ②事業者は、計画段階配慮事項についての検討結果について、配慮書を作成。
- ③事業者は、配慮書を作成したときは、主務大臣に送付するとともに、配慮書及び要約書を公表。
- ④主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求める。
- ⑤環境大臣は、意見を求められたときは、必要に応じ、主務大臣に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる（45日以内）。
- ⑥主務大臣は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる（90日以内）。この場合、環境大臣の意見があるときは、これを勘案。
- ⑦事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努める。

◎改正法での変更点
新設された

3) 基本的事項の公表（第3条の8）

- ①環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針」及び、「行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針」について主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表。

◎改正法での変更点
新設された

4) 第一種事業の廃止等（第3条の9）

- ①事業者は、配慮書及び要約書の公表を行ってから方法書の公告を行うまでの間で、以下のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付先に通知するとともに、その旨を公表。
 - 一 第一種事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第一種事業の目的及び内容に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業

が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

◎改正法での変更点

新設された

5) 第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討（第3条の10）

- ①事業者は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、計画段階配慮事項についての検討の手続を行うことができる。
- ②事業者は、事業実施想定区域において、計画段階配慮事項の検討の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知。
- ③通知をした事業者は、第一種事業を実施しようとする者とみなす。

◎改正法での変更点

新設された

(4) 第二種事業に係る判定（スクリーニング）（第4条）

- ①スクリーニングとは、必ず環境影響評価を実施する必要がある第一種事業の規模には満たないが、一定規模以上の事業（第二種事業）について、環境影響評価の必要性を個別に判断する仕組み。
- ②第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の許認可等を行う行政機関（許認可権者）に事業の概要を届出。
- ③届出を受けた許認可等権者は、第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事意見も踏まえ、当該事業の内容、地域の特性に応じて環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかについて判定し、届出の日から60日以内に、結果を事業者に通知。
- ④第二種事業を実施しようとする者は、環境影響評価その他の手続の実施を行わないと通知するまでは、当該第二種事業を実施してはならない。
- ⑤第二種事業を実施しようとする者は、主任の大臣の判定を受けることなく環境影響評価その他の手続を行うことが可能。
- ⑥第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣が環境大臣に協議して定める。

(5) 方法書の作成等の手続（スコーピング）（第5～10条）

- ①スコーピングとは、個別の事業の内容や、地域の特性に応じて、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を個別に決定しようとする仕組み。
- ②事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見が述べられたときはこれを勘案し、事業が実施されるべき区域等を決定し、対

象事業に係る環境影響評価を行う方法について、次に掲げる事項を記載した方法書を作成。

- 一 事業者の氏名及び住所
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 配慮書について環境の保全の見地からの主務大臣の意見
- 六 主務大臣の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 八 その他環境省令で定める事項

- ③事業者は、方法書を作成したときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下、「関係地域」と言う。）を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、方法書及び要約書を送付。
- ④「関係地域」は、事業の環境影響を受けると認められる地域で、その基準については、主務省令により規定。
- ⑤事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表。
- ⑥事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下、「方法書説明会」という。）を実施。
- ⑦事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告。
- ⑧事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係地域を管轄する都道府県知事の意見を聴取。
- ⑨事業者は、その責めに帰することができない事由があり、方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- ⑩方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、方法書の公告の日から、縦覧期間（1ヶ月間）満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べる事が可能。
- ⑪事業者は、方法書の縦覧期間を経過した後、関係地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、環境の保全の見地から述べられた意見の概要を記載した書類を送付。
- ⑫都道府県知事は、環境の保全の見地から述べられた意見の概要の送付を受けたときは、90日以内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑬都道府県知事は、期間を指定して、方法書について市町村長の環境の保全の見地からの

意見を求める。

- ⑭都道府県知事は、市町村長の意見を勘案するとともに、市町村長の環境の保全の見地からの意見に配慮。
- ⑮関係地域の全部が一つの政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、環境の保全の見地から述べられた意見の概要の送付を受けたときは、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑯⑮の場合、都道府県知事は、環境の保全の見地から述べられた意見の概要の送付を受けたときは、必要に応じ、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑰⑮の場合、当該市の長は、環境の保全の見地から述べられた意見の概要に記載された意見に配慮。

◎改正法での変更点

- ・方法書に、計画段階配慮に係る事項を記載する必要がある。
- ・方法書の要約書を作成する必要がある。
- ・インターネットの利用その他の方法により電子縦覧を行う必要がある。
- ・方法書に関する説明会を開催する必要がある。
- ・関係地域が政令で定める市に収まる場合、市長が事業者に対して直接意見を述べることができる（従来は、都道府県知事に述べる必要があった。）。
- ・政令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市

(6) 環境影響評価の実施（第11条～第13条）

- ①事業者は、方法書についての意見を勘案し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定。
- ②事業者は、項目等の選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を受けることが可能。
- ③主務大臣は、技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴取。
- ④環境影響評価は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣が環境大臣に協議して定める。
- ⑤事業者は、選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価を実施。
- ⑥環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表。

◎改正法での変更点

- ・方法書について(項目等の選定について)、環境大臣が意見を提出する機会が加わった。

(7) 準備書の手続(第14条～第20条)

- ①事業者は、環境影響評価の結果に基づき環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)を作成。
- ②事業者は、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、準備書及び要約書を送付。
- ③事業者は、準備書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表。
- ④事業者は、縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下、「準備書説明会」という。)を実施(関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。)
- ⑤準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告日から、縦覧期間(1ヶ月間)満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出。
- ⑥事業者は、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付。
- ⑦関係都道府県知事は、事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、120日以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑧関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求める。
- ⑨関係都道府県知事は、関係市町村長の意見を勘案するとともに、意見の概要及び事業者の見解に配意。
- ⑩関係地域の全部が一つの政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、環境の保全の見地から述べられた意見の概要の送付を受けたときは、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑪⑩の場合、関係都道府県知事は、環境の保全の見地から述べられた意見の概要の送付を受けたときは、必要に応じ、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑫⑩の場合、当該市の長は、環境の保全の見地から述べられた意見の概要に記載された意見及び事業者の見解に配意。

◎改正法での変更点

- ・インターネットの利用その他の方法により電子縦覧を行う必要がある。
- ・関係地域が政令で定める市に収まる場合、市長が事業者に対して直接意見を述べることができる(従来は、都道府県知事に述べる必要があった。)

(8) 評価書の手続（第 21 条～第 27 条）

- ①事業者は、準備書の手続を踏まえ、評価書を作成。
- ②事業者は、評価書を許認可等権者に送付。
- ③許認可等権者が国の機関である場合には、評価書の写しを環境大臣に送付し意見を求める。
- ④許認可等権者が地方公共団体等である場合には、環境の保全の見地からの意見を書面により述べる必要があると認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求める。
- ⑤許認可等権者は、90 日以内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。この場合、環境大臣の意見があるときは、これを勘案。
- ⑥事業者は許認可権者の意見を受けて、評価書を再検討し、必要に応じて追加調査等を行った上で評価書を補正。
- ⑦事業者は、評価書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表。

◎改正法での変更点

- ・インターネットの利用その他の方法により電子縦覧を行う必要がある。

●港湾分野への適用

- ・許認可権者が地方公共団体等である場合には、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求める必要がある。埋立ての許認可権者は都道府県知事であったため、これまでは、環境大臣の助言を受ける機会がなかったが、これが加わった。

(9) 対象事業の内容の修正等（第 28 条～第 30 条）

- ①事業者は、方法書の公告から評価書の公告を行うまでの間に対象事業の目的及び内容を修正しようとする場合、修正後の事業が対象事業に該当するときは、修正が事業規模の縮小、軽微な修正（新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の 20 パーセント未満であること（環境影響評価施行令第 9 条（別表第二））。）に該当しない限り、方法書の手続きからやり直すことが必要。
- ②事業内容の修正後の結果、修正後の事業が第二種事業に該当するときは、スクリーニングの手続を受けることが可能。
- ③事業者は、対象事業を実施しないこととした場合、事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなった等の場合に、所要の通知・公告を経て、本法の手続きから外れることが可能。

(10) 対象事業の実施の制限（第 31 条）

- ①事業者は、評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないと規定。

(11) 評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施（第 32 条）

- ①事業者は、評価書の公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために必要があると認めるときは、環境影響評価その他の再実施が可能。

(12) 免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等（第 33 条～37 条）

- ①許認可等権者は、許認可等の審査に際し、評価書の記載事項に基づき、環境の保全についての適正な配慮がなされるか審査し、その結果を許認可等に反映。
- ②審査の結果、許認可等権者は、許認可等の拒否や環境の保全についての条件の付加等を行うことが可能。

●港湾分野への適用

- ・埋立事業については、公有水面埋立法第 4 条第 1 項第 2 号において、環境保全への配慮が規定されている。

(13) 事業者の環境の保全の配慮等（第 38 条）

- ①事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならないことを規定。
- ②評価書の公告を行った事業者は、環境の保全のための措置等の実施に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成。
- ③報告書の作成に関する指針は、主務大臣が環境大臣に協議して定める。
- ④事業者は、報告書を作成したときは、評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに公表。
- ⑤環境大臣は、必要に応じ、許認可権者等に報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。
- ⑥許認可等権者等は、必要に応じ、事業者に報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる。この場合、環境大臣の意見があるときは、これを勘案。

◎改正法での変更点

- 報告書手続きの新設

(14) 都市計画特例（第 39 条～第 46 条）

- ①都市計画に定められている事業については、都市計画決定権者が事業者に代わり環境影響評価を行う旨を規定。

(15) 港湾計画特例（第 47 条～第 48 条）

- ①港湾法に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係る港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全が環境に及ぼす影響につ

いて調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することを規定。

②港湾管理者は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立て（埋立て及び掘り込み面積の合計が 300ha 以上）に係るものである場合、港湾環境影響評価その他の手続を実施。

③港湾計画についての環境影響評価を「港湾環境影響評価」と定義。

(16) 雑則（第 49 条～第 51 条）

①事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求める。

②国は、地方公共団体（港湾管理者を含む。）が国の補助金等の交付を受けて対象事業の実施（対象港湾計画の決定又は変更を含む。）をする場合には、この法律の規定による環境影響評価その他の手続に要する費用について適切に配慮。

③国は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努める。

(17) 適用除外等（第 52 条）

①この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

②配慮書から評価書までの規定は、災害対策基本法の災害復旧、建築基準法の被災市街地における建築制限、被災市街地復興特別措置法の被災市街地復興推進地域に関する都市計画に係る事業については、適用しない。

③配慮書の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

◎改正法での変更点

・配慮書の規定は、災害の発生等による緊急を要する事業には適用しない。

(18) 発電所に関する特例（第 60 条）

①発電所については、本法の手続のほか、電気事業法の定めるところによる

(19) 条例との関係（第 61 条～第 62 条）

①対象事業及び第二種事業以外の事業についての環境影響評価の手続きは条例において定めることができる旨を規定。

②地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うことを規定。

表 I-2 対象事業の種類と規模

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
1. 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路	4車線以上はすべて	—
一般国道	4車線 10km以上	7.5km以上 10km未満
大規模林道	2車線 20km以上	15km以上 20km未満
2. 河川		
ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
放水路	改変面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
3. 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—
普通鉄道	10km以上	7.5km以上 10km未満
軌道（普通鉄道相当）	10km以上	7.5km以上 10km未満
4. 飛行場	滑走路 2,500m以上	1,875m以上 2,500m未満
5. 発電所		
水力発電所	出力 3万 kW以上	2.25万 kW以上 3万 kW未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15万 kW以上	11.25万 kW以上 15万 kW未満
火力発電所（地熱）	出力 1万 kW以上	7,500kW以上 1万 kW未満
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力 1万 kW以上	7,500kW以上 1万 kW未満
6. 廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	25ha以上 30ha未満
7. 公有水面の埋立て又は干拓	面積 50ha超	40ha以上 50ha以下
8. 土地区画整理事業	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
9. 新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
10. 工業団地造成事業	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
11. 新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
12. 流通業務団地造成事業	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
13. 宅地の造成事業		
都市再生機構	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
中小企業基盤整備機構	面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
その他	要件	
○港湾計画	埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域の面積の合計が 300ha以上	

3 埋立事業における配慮書手続のポイント

(1) 配慮書の意義

事業実施段階での環境影響評価では、柔軟な環境保全の視点の設定が困難なことから、重大な環境影響の回避・低減のため、方法書手続前の計画の早期段階において、位置等に関する複数案について、環境面から比較検討を行う手続が新設された。

なお、環境影響評価に基づく手続の流れを図 I-4 に示した。

(2) 配慮書の概要

事業の計画立案段階において、位置等の複数案を設定し、設定された複数の案ごとに計画段階配慮事項の調査、予測及び評価を行う。

また、計画段階配慮事項を設定するにあたっては、重大な影響を受けるおそれがある環境要素を選定し、影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する必要がある。なお、配慮書手続は、計画立案段階に行うものであることから、原則、既存資料を活用し、EIA に比べ簡易な手法で実施する。

(3) 環境影響を把握する範囲

法では、事業の実施に係る環境への影響要因として「工事中」、「存在時」、「供用時」の3つに区分され、事業が環境に及ぼすおそれがある影響について調査、予測及び評価（以下、「調査等」と言う。）を行うこととなっている。

しかし、埋立事業においては、「工事中」及び「存在時」について調査等を行えばよく、「供用時」、すなわち、埋立地の完成後の上物の存在や供用による影響については調査等を行う必要はない。

なお、配慮書手続においては、「存在時」のみの検討を行えばよく、「工事中」の検討を行う必要はない。

(4) 配慮書手続を行うタイミング

配慮書手続は、事業実施の観点から位置等の複数案を検討するものであることから、配慮書は事業化が見込まれる段階で作成することを基本とする。

(5) 配慮書作成主体

環境影響評価は、事業者が配慮書から EIA まで一貫して責任を持つ必要があることから、配慮書は事業を実施しようとする者が作成することを基本とする。

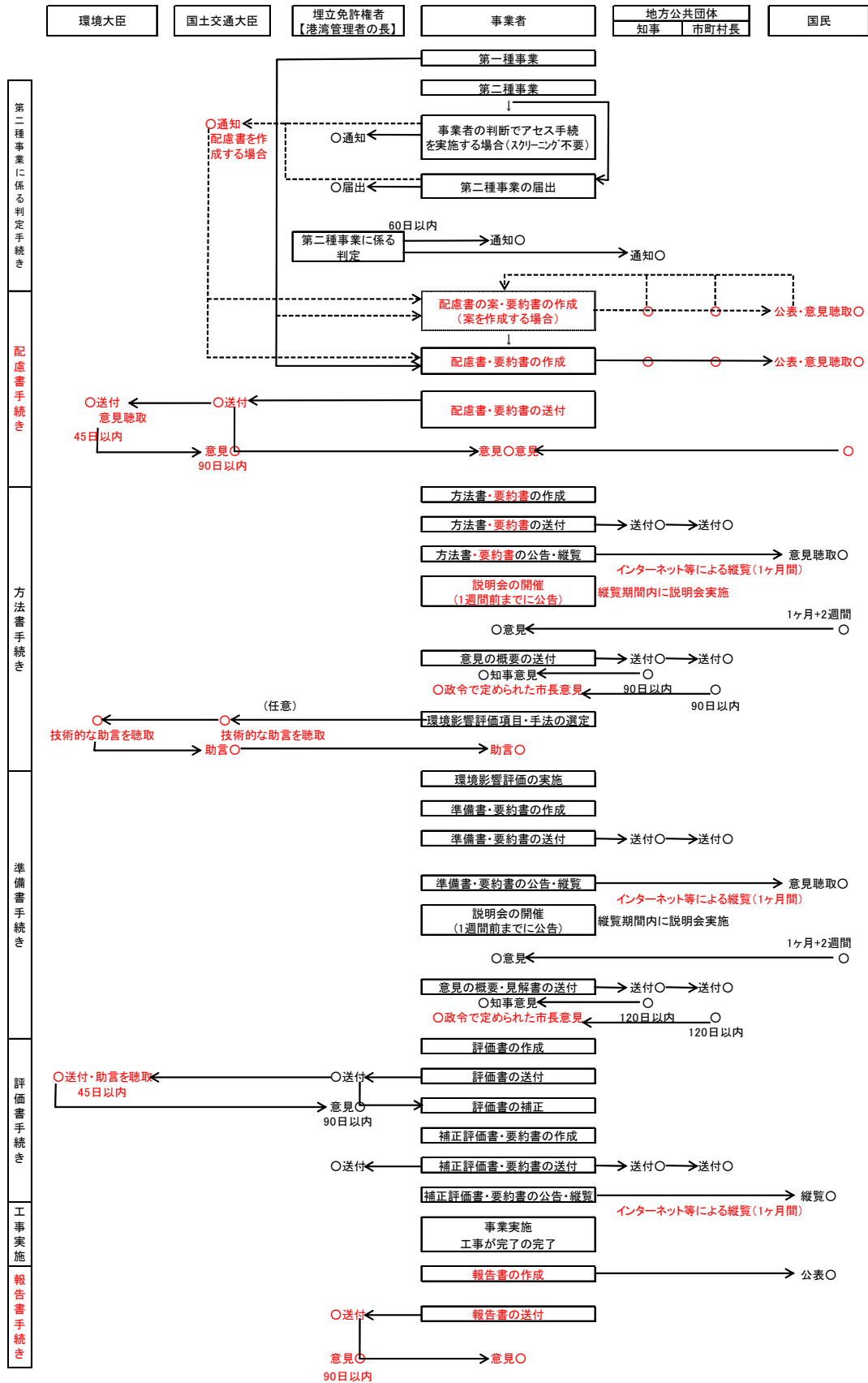
(6) 方法書以降の手続き（EIA）との関係

配慮書では、環境面のみについて環境要素ごとに環境影響の比較評価を行えば良く、環境面についての総合的な比較評価や、計画の最終案を決定する必要はない。

方法書に提示する案は、配慮書手続終了後に配慮書に対する意見の他、社会的・経済的要素等を加味し、方法書手続前までに決定する。配慮書で評価していない案を方法書に提示する案として選定した場合の配慮書手続の再実施は規定していないが、配慮書手続以降の検討における総合的な判断や事業計画の絞り込み・決定については、方法書において明らかにすることが

必要である。(法第 5 条第 1 項、主務省令第 20 条)

また、配慮書は重大な影響を受けるおそれのある環境要素について、複数案で比較評価を行うことが目的であるため、詳細な環境影響の予測評価は EIA の手続の中で行うこととなる。なお、複数案の比較評価を行うために、事業特性や地域特性に係る資料を収集・整理する必要があるが、これらの資料については、EIA の手続きで活用する(ティアリング)ことも可能である。



※赤文字は改正法により追加や変更となった部分を示す。

図 I-4 環境影響評価法の手続きのフロー（埋立事業）

4 改正法と港湾計画特例との関係

(1) 港湾計画に係る環境影響評価

港湾計画策定に当たっては、港湾法第3条の2の規定により、国土交通大臣が定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」に基づき、港湾及びその周辺の環境に与える影響を計画の策定に際して評価することとなっており、計画段階の環境影響評価としてこれまで実施されている。

(港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 抜粋)

港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価する<以下略>

(2) 環境影響評価法に係る港湾計画特例の概要

①法第48条では「港湾管理者は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の政令で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画について、港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。」とされており、一定規模以上の規模要件をもつ港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更に当たっては、港湾環境影響評価を行う必要がある。

ここでいう、港湾環境影響評価とは、港湾法に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係る港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することと定義されている。

②港湾環境影響評価の特徴は、方法書手続き（スコーピング）や第二種事業の判定手続き（スクリーニング）がない点にある。

これは、港湾計画は、港湾環境影響評価を行いつつ、諸元（港湾施設等の規模、配置）を固めていくものであることから、調査等の開始前においては、水面を埋め立てるべき位置や面積、形状等の諸元はまだ固まっていない。したがって、港湾環境影響評価の調査等を開始しようとする段階において住民等に対して提供し得る計画の諸元に関する情報はほとんどない。また、港湾計画に定められる港湾開発等に位置付けられる内容の種類は、個々の港湾計画ごとに大きく変わるわけではなく、そのような港湾開発等に係る港湾環境影響評価は事業段階の環境影響評価に比べ、調査、予測の項目及び手法のバリエーションはほとんどない。

したがって、港湾環境影響評価においては、スコーピング手続きが省略されている。

③また、第二種事業の判定についても、港湾計画に定められる港湾開発等の諸元については、同時並行的に行われる港湾環境影響評価の調査等の過程で明らかになった知見等を勘案し、計画案にフィードバックさせながら固めていくため、諸元が定まるのは、港湾

環境影響評価の調査等が終了した後の準備書段階となるのが実情である。

したがって、対象港湾計画として港湾環境影響評価の手続きが必要になるか否かについての判断を行うスクリーニング手続きについて、対象港湾計画の要件（埋立て等区域の面積）に基づき判断することが可能となるのは、港湾環境影響評価の調査等が終了した後の準備書前段階となるが、スクリーニングの趣旨からしても、この時点でスクリーニングを行うことは実質上意味がない。

このため、港湾環境影響評価においては、第二種事業の判定手続き（スクリーニング）がない。

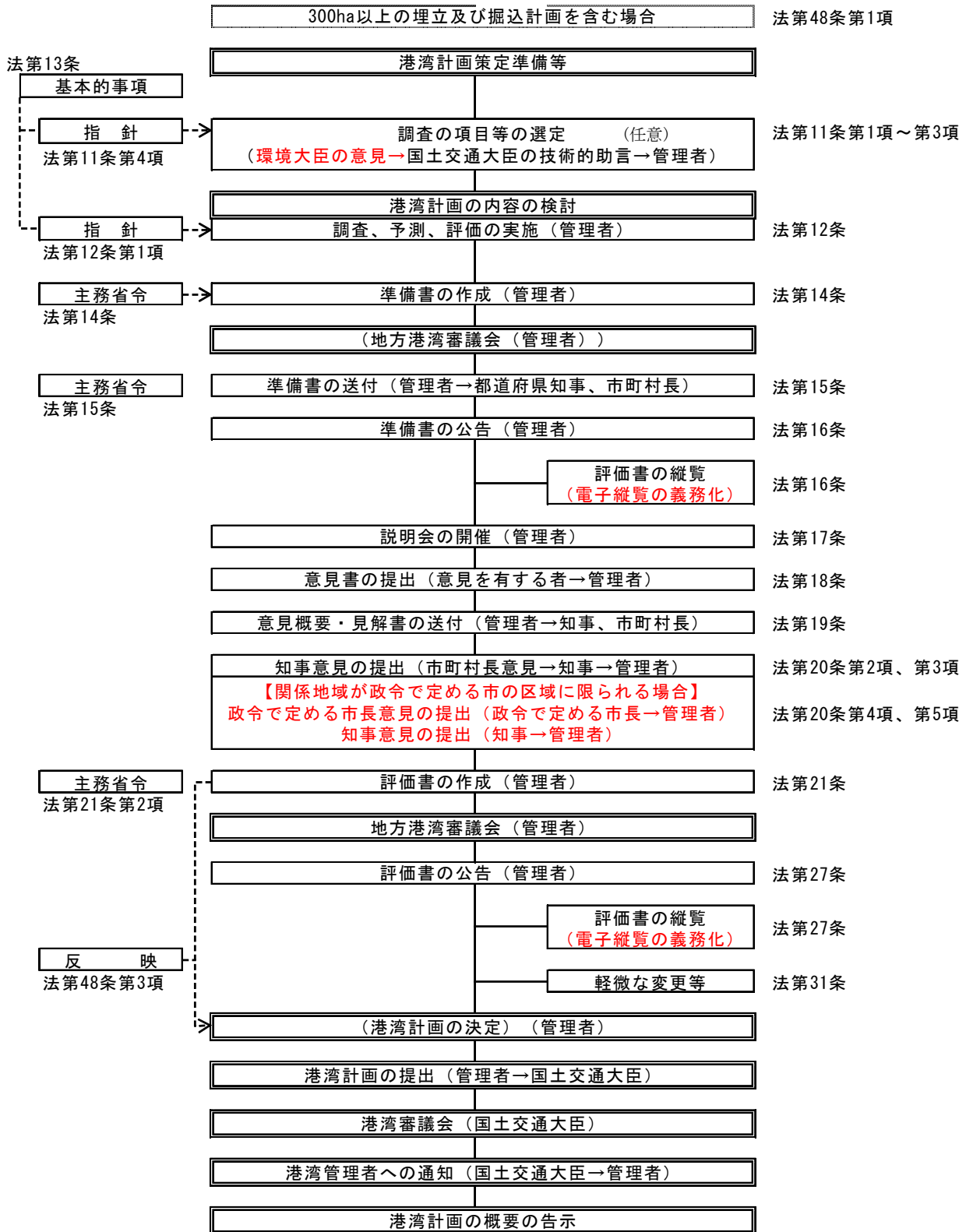
(3) 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続き

- ①港湾管理者は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものは港湾環境影響評価を行わなければならない。（法第 48 条第 1 項）
- ②港湾環境影響評価の対象となる港湾計画については、具体的には以下のとおりである。（環境影響評価法施行令第 20 条）
 - ・港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が 300ha 以上であるもの
 - ・決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が 300ha 以上であるもの
- ③港湾計画は計画段階での環境影響評価であることに鑑み、港湾環境影響評価の手続は、法のうち配慮書、第二種事業に係る判定手続き、方法書の作成手続き、評価書の送付、評価書の補正手続きについては準用しない。（法第 48 条第 2 項）
- ④港湾管理者は、港湾法に定めるところによるほか、港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにする。（法第 48 条第 3 項）

(4) 改正法による変更点

改正法により、大きく手続きが変更となる点はないが、以下の点が新たに加わっている。また、港湾計画特例に基づく手続きの流れを図 I-5 に示した。

- ①調査項目等の選定の際に環境大臣の意見を聴く機会が加わった。
- ②準備書及び評価書のインターネットの利用その他の方法により電子縦覧を行う必要がある。
- ③関係地域が政令で定める市に収まる場合、市長が事業者に対して直接意見を述べることができる（政令で定める市：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市）



(注)

□: 港湾法関係の手続き

赤文字: 環境影響評価法改正に伴う変更事項

図 I-5 港湾計画の決定又は変更の手続きに港湾環境影響評価の手続きを加えた流れ

II 公有水面埋立事業編

II-1. 主務省令の概要

「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「主務省令」という。）では、「計画段階配慮事項の検討」、「第二種事業の判定の基準等」、「方法書の作成等」、「環境影響評価項目等の選定指針」、「環境保全措置指針」、「準備書、評価書の作成等」、「報告書作成指針」等について規定している。

1 計画段階配慮事項の検討

第1条（法第3条の2第1項の主務省令で定める事項）

計画の立案の段階で環境の保全のために配慮すべき事項を検討する段階は、第一種埋立て又は干拓事業に係る位置及び規模を決定する段階と規定。

第2条（計画段階配慮事項に係る検討）

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針を第3条から第10条に定める旨を規定。

第3条（位置等に関する複数案の設定）

計画段階配慮事項の検討にあたっては、位置又は規模に関する複数案を設定することを基本とすることを規定。

また、合理的である場合には、他の施策等との組み合わせ等により事業を実施しない案を含めて検討する旨を規定。

第4条（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

計画段階配慮事項の検討に必要な事業特性、地域特性（自然的状況・社会的情報）の情報把握の必要性と把握すべき情報を規定。

第5条（計画段階配慮事項の選定）

計画段階配慮事項を選定するに当たっては、事業に伴う影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する必要がある。

検討する影響要因は事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在と規定。

また、環境要素として、水環境、土壌環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場を規定。

第6条（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定を第7条から第10条に定める旨を規定。

第7条（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法の選定の考え方を①調査すべき情報、②調査の基本的な手法、③調査地域のそれぞれについて規定。

調査は、国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法とする旨を規定。

第8条（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法の選定の考え方を①予測の基本的な手法、②予測地域のそれぞれについて規定。

第9条（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法の考え方を規定。

①位置等に関する複数案が設定されている場合

複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらと比較

②複数案が設定されていない場合

事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討

第10条（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定にあたっての留意事項を規定。

第11条（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

配慮書に係る意見の聴取に関する指針を第12条から14条に定める旨を規定。

第12条（関係する行政機関及び一般からの意見聴取）

配慮書について、環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体の長並びに一般の環境の保全の見地からの意見を求める旨について規定。

第13条（配慮書についての一般の意見聴取方法）

配慮書について意見を求める際の公告方法、縦覧方法等について規定。

第14条（配慮書についての関係する地方公共団体の長の意見聴取方法）

関係する地方公共団体の長に意見を求める際には、意見を求める旨を記載した書面を送付する旨について規定。

2 第二種事業の判定の基準等

第 15 条（第二種事業の届出）

第二種事業の判定に係る届出書の様式を規定。

第 16 条（第二種事業の判定の基準）

埋立面積が 40ha 以上、50ha 以下の第二種事業について、アセスの対象とするか否かを判定する基準。次の要件のいずれかに該当する場合を対象事業と規定。

- ①環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- ②事業実施区域又はその周囲に環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、事業が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
- ③事業実施区域又はその周囲に環境の保全を目的として指定された対象であると認められるものが存在し、かつ、事業が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
- ④環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- ⑤事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものと認めるものとする。

3 方法書の作成等

第 17 条（方法書の作成）

方法書の記載事項等を規定。

記載すべき事項にある「対象埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域」とは、公有水面埋立法第 2 条第 2 項に規定する「埋立てに関する工事の施行区域」とする。

同じく、「対象埋立て又は干拓事業の規模」とは、「埋立て又は干拓に係る区域の面積」とする。

第 18 条（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

事業者は対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

影響を受ける範囲とは、埋め立てに関する事業により環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする旨を規定。

4 環境影響評価項目等の選定指針

第 19 条（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法は第 20 条から第 27 条までに定めるところにより選定する旨を規定。

第 20 条（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する際に、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、把握すべき事業の内容（事業特性）、自然的社会的状況（地域特性）について、その内容、把握の方法について規定。

第 21 条（環境影響評価の項目の選定）

環境影響評価の参考的な項目を別表第一として示すとともに、項目の追加、削除の考え方とその方法を規定。

事業者は別表第一に掲げる参考項目に対して、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価の項目を選定する旨を規定。この時、選定した項目の利用を明らかにできるよう整理。

第 22 条（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法は第 23 条から第 27 条までに定めるところにより選定する旨を規定。

第 23 条（参考手法）

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の参考的な手法を別表第 2 に示すとともに、手法の簡略化と詳細化の考え方とその手法を規定。

第 24 条（環境影響評価の項目に係る調査の手法）

環境影響評価の項目に係る調査の手法の考え方を①調査すべき情報、②調査の基本的な手法、③調査地域、④調査地点、⑤調査期間等のそれぞれについて規定。

第 25 条（環境影響評価の項目に係る予測の手法）

環境影響評価の項目に係る予測の手法の考え方を①予測の基本的な手法、②予測地域、③予測地点、④予測時期等のそれぞれについて規定。

第 26 条（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

環境影響評価の項目に係る評価の手法の考え方を規定。

- ①事業者の実行可能な範囲でできるかぎり回避され、又は低減されているか
- ②国又は地方公共団体の実施する環境の保全に関する施策の基準又は目標と予測結果に整合が図られているか

第 27 条（環境影響評価項目に係る手法選定に当たっての留意事項）

環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項を規定。

5 環境保全措置指針

第 28 条（環境保全措置に関する指針）

環境の保全のための措置（環境保全措置）に関する指針を第 29 条から第 32 条に定める旨を規定。

第 29 条（環境保全措置の検討）

事業者により実行可能な範囲内で事業の環境への影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること、及び環境基準等の達成に努めることを目的とした環境保全措置を検討する旨を規定。

更に、環境保全措置は回避、低減する措置を優先し、その結果を踏まえて必要に応じて代償措置を検討する旨を規定。

条文中、「実行可能な範囲内で」とあるのは、当該事業者により、予算、行政措置に裏付けされた実現可能性を勘案し適切に判断されるべきもの。

第 30 条（検討結果の検証）

環境保全措置の検討を行う際には、複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているかの検討等を行う旨を規定。

第 31 条（検討結果の整理）

環境保全措置の検討結果の整理方法について規定。

位置等に関する複数案の比較を行った場合には、複数案から対象事業の位置等の決定に至る過程での環境影響の回避・低減の検討内容を明らかにできるよう整理する旨を規定。

第 32 条（事後調査）

①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、③工事の実施中及び竣功後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合、④代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合において、環境の状況を把握するための事後調査を行う旨を規定。

事後調査の終了、環境保全措置の実施及び終了の判断にあたっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることにより検討を行う旨を規定。

6 準備書、評価書の作成

第 33 条（準備書の作成）

環境影響評価実施後に準備書に記載すべき内容について規定。

準備書に記載すべき内容として、第 17 条（方法書の作成）第 1 項第 1 号から第 3 号、工事計画の概要等を記載。

その他、準備書に環境影響評価の結果を記載するにあたって事業者が留意すべき事項を規定。

第 34 条（評価書の作成）

評価書を作成する上での留意事項を規定。

第 35 条（評価書の補正）

評価書を補正する上での留意事項を規定。

7 報告書作成指針

第 36 条（報告書作成に関する指針）

環境保全措置に係る報告書の作成に関する指針を第 37 条から第 38 条に定める旨を規定。

第 37 条（報告書の作成時期等）

環境保全措置に係る報告書の作成時期は工事が完了した後とする旨を規定。また、必要に応じて、工事中又は竣功後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表する旨を規定。

第 38 条（報告書の記載事項）

報告書に記載すべき内容について規定。

主務省令別表第一

影響要因の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在
				堤防及び護岸の工事	埋立ての工事	埋立地又は干拓地の存在
環境要素の区分						
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○		
		騒音	騒音	○		
		振動	振動	○		
	水環境	水質	水の汚れ			○
			土砂による水の濁り	○		
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○		○
	植物		重要な種及び群落	○		○
	生態系		地域を特徴づける生態系	○		○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○		○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物	○		
備考						
一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。						
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。						
イ 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。						
ロ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。						
三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。						
四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。						
五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。						
六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。						
七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。						
八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。						

※「別表第一」は、方法書以降の手続きにおいて、環境影響評価項目を選定する際に用いる。

II-2. 主務省令の解説

1 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階

(第1条)

(法第三条の二第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の七の項の第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種埋立て又は干拓事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置及び第一種埋立て又は干拓事業の規模（第一種埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。以下同じ。）とする。

(1) 基本的な考え方

環境影響評価法の改正により、公有水面の埋立事業の面積が50haを超える「事業を実施しようとする者」は、「事業に係る計画の立案段階」において、「一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない」ことが新たに規定された。（法第3条の2第1項）

これにより、事業者は、事業に係る計画の立案段階において、当該埋立事業が実施される区域における位置又は規模（埋立面積）に係る複数案を設定し、複数案毎に計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価を行い、検討結果について、配慮書を作成しなければならない。（法第3条の3、省令第1条）

公有水面埋立に係る配慮書作成に関する基本的考え方は以下のとおりである。

- ① 配慮書手続は、事業実施の観点から位置等の複数案を検討するものであることから、配慮書は事業化が見込まれる段階で作成することを基本とする。
- ② 環境影響評価は、事業者が配慮書からEIAまで一貫して責任を持つ必要があることから、配慮書は事業を実施しようとする者が作成することを基本とする。

従って、港湾区域における埋立事業の場合は、埋立計画が港湾計画に位置づけられたのち、事業化が見込まれる段階で配慮書を作成することが基本となる（上記①）。ただし、港湾計画の策定段階で早期事業化が見込まれる場合は、結果として、港湾計画の策定段階で配慮書手続を行うこともあり得る。

また、事業実施主体（国・港湾管理者・その他の別）については、事業化が見込まれる段階等事業実施主体が想定される段階で、事業を実施しようとする者が配慮書を作成することが基本となる（上記②）。

なお、港湾計画策定後に配慮書を作成する場合で、配慮書の内容等を考慮した結果、港湾計画に位置付けられていた計画内容を変更する必要がある場合は、港湾計画の変更手続を行った後に、EIAの手続を行うこととなる。

（２）港湾区域内の埋立計画に係る配慮書手続について

複数案の設定の考え方については、港湾計画の有無に関わらず、「位置又は規模」の異なる複数案の設定に努めることを基本とし、複数案の設定が困難である場合は、単一案とすることも可能である（詳細については「3 位置等に関する複数案の設定」を参照）。

なお、長期構想段階又は国土交通省の策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に基づき埋立事業の位置等に係る複数案の検討及び一般等からの意見聴取を実施している場合は、配慮書手続で当該資料等を活用すること等により、手続きの効率化を行うことが可能になる。

（３）法第3条の2の主務省令で定める事項について

法第3条の2において、第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の「主務省令で定める事項」を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における計画段階配慮事項の検討を行わなければならないとしている。

この「主務省令で定める事項」について、埋立事業の主務省令においては、「第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置及び第一種埋立て又は干拓事業の規模」と規定している。この「位置及び規模」には、おおまかな「工作物の構造若しくは配置」も含まれる。（具体的な考え方は、「3 位置等に関する複数案の設定」を参照。）

2 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針

(第2条)

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種埋立て又は干拓事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する具体的な手法等については、第3条から第10条に定められている。

なお、各条文の記載内容は以下のとおりであり、各条文の解説は次項以降に記載する。

- ・第3条：位置等に関する複数案の設定
- ・第4条：計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
- ・第5条：計画段階配慮事項の選定
- ・第6条：計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
- ・第7条：計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
- ・第8条：計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
- ・第9条：計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法
- ・第10条：計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項

3 位置等に関する複数案の設定

(第3条)

(位置等に関する複数案の設定)

第三条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置又は第一種埋立て又は干拓事業の規模に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業に代わる事業の実施により適切な土地利用の確保が図られる場合その他第一種埋立て又は干拓事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

3-1 複数案の設定について

(1) 基本的な考え方

計画段階配慮事項についての検討にあたっては、埋立事業が実施される区域の位置又は規模に関する適切な複数案の設定に努める。水域利用の制約や埋立地の機能の確保等の観点から、位置等に関する複数案の設定が困難な場合は、単一案とすることも可能である。その場合は、複数案を設定しない理由を明らかにしなければならない。

(2) 複数案の設定について

複数案は、対象計画の目的を達成しうる実現可能な案を設定することを基本とし、設定にあたっては、以下の点に留意する。

なお、事業の実現可能性や環境配慮等各案の得失を明確にするために、複数案の設定理由を説明することが望ましい。

- ・事業の目的を達成できる案であること。
- ・船舶航行等の安全性を考慮した案であること。
- ・現在の土木建築技術による工事が可能な案であること。
- ・他の施策の組み合わせ等により事業の目的を達成できる案を設定しうる場合等には、これらを複数案に含めるものとする。（「3-2 埋立事業の代替となる事業の検討について」を参照）

(3) 位置又は規模に関する複数案の設定について

位置又は規模に関する複数案としては、以下のような設定例が考えられる。

- ①埋立地の設置海域（ゾーン）や埋立面積の異なる複数案（図 II-1）。
- ②同一の位置における埋立地の配置（法線・形状）や工作物の構造の異なる複数案（図 II-2）。

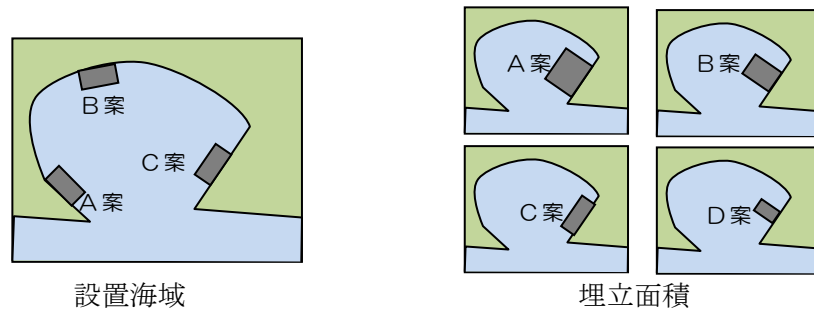


図 II-1 設置海域又は埋立面積の複数案のイメージ

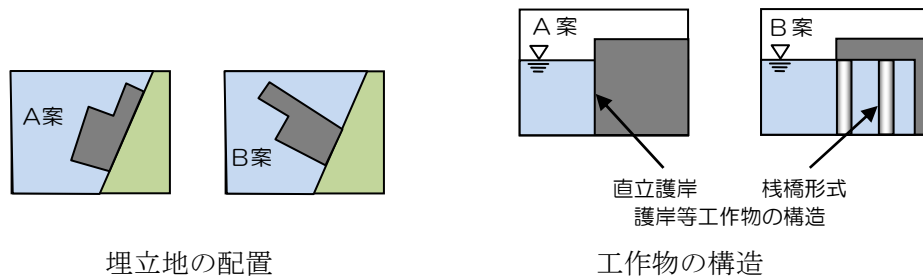


図 II-2 同一の位置にける埋立地の配置や工作物の構造の複数案のイメージ

工作物の構造の違いにより、埋立地の位置又は規模が異なる場合は、工作物の構造が異なる複数案を位置等の異なる複数案として設定し得る。工作物の構造の違いにより、埋立地の位置又は規模が異なる複数案としては、以下の例が考えられる。

- ・ 栈橋方式（埋立の一部回避）
- ・ 埋立地へ連絡道路の構造（埋立による道路でなく橋梁方式とする。埋立の一部回避：流況・水質への影響低減）
- ・ 護岸構造（ケーソンの形式（スリット式）、直立消波護岸等：波浪及び流況への影響低減） 等

（工作物の構造の違いにより、埋立地の規模が異なる複数案の例）

- ・ 東京国際空港再拡張事業

多摩川の流況への影響が懸念されていたため、多摩川の河口部に「位置」が確定したのちに、拡張用地の一部を栈橋形式の構造とする案について検討を実施。このとき、栈橋形式としたことから、埋立面積（規模）についても減少している。

（4）複数案の数について

複数案の数は、適正な比較評価を確保する観点から、3案程度とすることが望ましい。

ただし、水域利用又は土地利用上の制約等により複数案を設定することが困難な場合等は、単一案とすることも可能である。その場合、複数案を設定しない理由を明らかにしなければならない。

単一案となる場合の評価は「9-1 (2) 単一案となった場合（複数案が設定されていない場合）の「実行可能な範囲」の考え方」で述べるが、「位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回

避又は低減されているかどうかを評価する手法であること。」とされており、護岸構造（ケーソンの形式（スリット式）、直立消波護岸等）の違いによる波浪や流況への影響の低減や、護岸、堤防等の配置の違いによる流況や生物生息環境への影響の回避・低減について評価することも可能である。

3-2 埋立事業の代替となる事業の検討について

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業に代わる事業の実施により適切な土地利用の確保が図られる場合その他第一種埋立て又は干拓事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

配慮書手続きは、重大な環境影響の回避・低減が目的であるため、他の施策等との組み合わせにより埋立事業を実施しなくても事業目的が達成される場合は、「埋立事業に代わる代替案（以下、代替案という。）」を複数案の一つとして設定し、予測評価するように努める。

省令で規定する「合理的である場合」とは、他の施策の組み合わせ等により事業目的が達成できる場合等であり、事業者が自ら提供できないような施策は、必ずしも現実的であるとは言えないため、当該施策は、代替案として複数案に含める必要はない。

代替案の例としては以下のものが考えられる。

①土砂処分が事業目的となる埋立事業の場合

・海洋投棄

土砂処分の必要性から埋立てを計画した場合で、埋立てを行わず、土砂の処分を沖合に投入（海洋投棄）する案。

・干潟・浅場造成、深掘跡の埋戻し、覆砂

土砂処分の必要性から埋立てを計画した場合で、埋立てを行わず、干潟・浅場造成や深掘り跡の埋戻し又は覆砂等により土砂を有効活用する案。

②飛行場設置が事業目的となる埋立事業の場合

・陸域への設置

飛行場設置の必要性から埋立てを計画した場合で、埋立てを行わず、陸上に飛行場を設置する案。

・浮体構造物等の設置

飛行場設置の必要性から埋立てを計画した場合で、埋立てを行わず、浮体構造物等により飛行場を設置する案。

③ふ頭用地等の確保が事業の目的となる埋立事業の場合

・構造形式

ふ頭用地等の必要性から埋立てを計画した場合で、埋立てを行わず、栈橋形式や浮体構造とする案。

なお、ここで言う「代替案」とは、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案」であり、「全く事業を実施しない案」ではない。

4 事業特性及び地域特性の把握

(第4条)

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第四条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種埋立て又は干拓事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種埋立て又は干拓事業の実施が想定される区域（以下「第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

- イ 第一種埋立て又は干拓事業の種類（第一種埋立て又は干拓事業に係る埋立ての事業又は干拓の事業の別をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）
- ロ 第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置
- ハ 第一種埋立て又は干拓事業の規模
- ニ その他の第一種埋立て又は干拓事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(2)において同じ。）
- (2) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(3)において同じ。）
- (3) 地形及び地質の状況
- (4) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
- 二 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

埋立事業に係る計画段階配慮事項の検討にあたり、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、事業特性（事業の内容）及び地域特性（自然的、社会的状況）についての情報を把握する。

事業特性としては、事業の種類及び事業の実施想定区域の位置、規模（埋立面積）に関する情報を把握する。

工事概要等、その他の事業概要が把握できる場合は、第1項第1号ニに規定する「その他の事項」として明らかにするよう努める。

地域特性としては、自然的、社会的状況に関する情報を把握する。

地域特性に関する情報の把握に際しては、資料入手が可能な最新年度の情報、資料を収集するとともに経年的な変化について把握できる資料についても収集する。また、出典の明示に努める。

5 計画段階配慮事項の選定

(第5条)

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の選定に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、事業特性に応じて、第一種埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在に関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ(1)及び別表第一において同じ。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ロ 土壌に係る環境その他の環境（イに掲げるものを除く。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するもの

とする。

- 5 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 6 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

5-1 計画段階配慮事項の選定

埋立事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、埋立事業の工事が完了した後の土地又は工作物の存在により、重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。

なお、配慮書手続においては、「存在時」のみの検討を行えば良く、「工事中」の検討を行う必要はない。

これは、工事中に係る環境影響を予測評価するためには、護岸構造や当該地盤改良の有無・程度等の仕様を特定する必要があるが、配慮書作成段階では、ボーリング調査等を行っていないため、水底の地盤改良の要否やその規模等が特定できないためである。従って、事業計画の熟度がある程度高い状況で配慮書を作成する場合であっても、建設工事の影響の大小を予測評価することが困難であるため、「存在時」のみを検討対象とすることとなったものである。

選定にあたっては、第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性を考慮する。

5-2 重大な影響を受けるおそれがある環境要素の検討

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 水環境

- (1) 水質（地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号ロ(1)及び別表第一において同じ。）
- (2) 水底の底質
- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ロ 土壌に係る環境その他の環境（イに掲げるものを除く。）

- (1) 地形及び地質
- (2) 地盤
- (3) 土壌
- (4) その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境

要素

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

第5条第1項の規定による検討は、環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼす影響の重大性を考慮して適切に区分し、細区分した環境要素ごとに行うことを基本とする。

その際、経年的な環境の変化の傾向を分析し、法令等による規制の達成状況や環境の変化の傾向も勘案することが必要な場合もあることに留意する。例えば、最新の資料では水質の環境基準を満足しているものの、過去から値が上昇してきており、環境基準を超えるおそれがある場合等は、当該環境要素を計画段階配慮事項として選定することも考えられる。

(1) 重大な影響を受けるおそれのある環境要素の選定について

埋立事業における環境要素は、表 II-1 に示した項目のうち、埋立事業の工事が完了した後の土地又は工作物の存在により影響を受ける環境要素から選定することとする。

環境要素の選定のフローは図 II-3 のとおりである。

表 II-1 計画段階で配慮すべき環境要素

環境要素の区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の汚れ 等
		水底の底質	底質の性状 等
		地下水の水質及び水位	水質、水位 等
		その他水環境に係る環境要素	
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質 等
		地盤	地盤沈下 等
		土壌	重要な土壌 等
		その他の環境要素	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地 等	
	植物	重要な種及び群落 等	
	生態系	地域を特徴づける生態系 等	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 等	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 等	
備考			
<p>1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>2 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>3 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>4 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>5 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>			

(2) 法令等による規制又は目標の有無についての確認

法令等による規制又は目標がある環境要素は以下のような例が挙げられる。なお、地域によっては、当該自治体が定める環境保全条例や公害防止条例等に基づく規制又は目標が設定されている場合があるので留意が必要である。

<法令等による規制又は目標がある環境要素の例>

- ・水質・底質（環境基本法による環境基準 等）
- ・地下水の水質・水位（環境基本法による環境基準、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、地下水採取規制に関する条例 等）
- ・地形、地質（文化財保護法による史跡名勝天然記念物、自然公園法による自然公園、自然環境保全法による自然環境保全地域 等）
- ・地盤（工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、地下水採取規制に関する条例 等）
- ・土壌（土壌汚染対策法 等）
- ・動物、植物、生態系（文化財保護法による史跡名勝天然記念物、自然公園法による自然公園、自然環境保全法による自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 等）
- ・景観（景観法、自然公園法、都市計画法、文化財保護法 等）
- ・人と自然との触れ合いの活動の場（景観法、自然公園法、都市計画法、文化財保護法 等）

(3) 環境に及ぼすおそれがある影響の重大性に応じた環境要素の選定

重大な環境影響とは、重要な場が埋立てにより直接改変され不可逆的な変化が生じる場合や、直接改変はないものの重要な場に間接的な影響が長期的に継続し、その影響が蓄積するような場合（例えば、波浪の変化による海岸線の変形等）が考えられる。

①直接的に重要な場が失われる場合

重要な場が埋立事業により直接改変を受ける場合に、重大な影響を受ける環境要素を選定する方法としては、現況の自然環境を整理した図に埋立事業の位置を重ね合わせ、埋立てにより直接改変される環境要素を整理する方法が考えられる。

なお、埋立事業において重大な影響を受けるおそれのある環境要素として、表 II-2 のような要素が考えられる。

表 II-2 重大な影響を受けるおそれのある環境要素（直接的に重要な場が失われる場合）

	影響を受ける対象	影響を受けるおそれのある環境要素
直接的に重要な場が失われる場合	藻場、干潟、塩性湿地、さんご礁等の自然環境	水質、動物、植物、生態系
	浅場等の生物生息・生育の基盤環境	水質、動物、植物、生態系
	希少種の生息・生育が確認されている区域	動物、植物、生態系
	自然海岸・海浜	地形及び地質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場

②間接的に影響がある場合

埋立事業に伴い、直接改変はないものの間接的に重大な影響を受ける可能性がある環境要素を選定する方法としては、埋立地の存在（インパクト）により影響を受ける要素（レスポンス）について、影響の伝搬の経路図（インパクト・レスポンスフロー図）として整理し、抽出する方法がある。

例えば、流況及び波浪が変化した場合（インパクト）、淀み部の発生による水質の変化が想定され（レスポンス）、地形及び地質の変化（生物の生息基盤の変化）も生じる可能性がある。生物の生息基盤が変化した場合（インパクト）、動物、植物、生態系の変化（レスポンス）も考えられる。

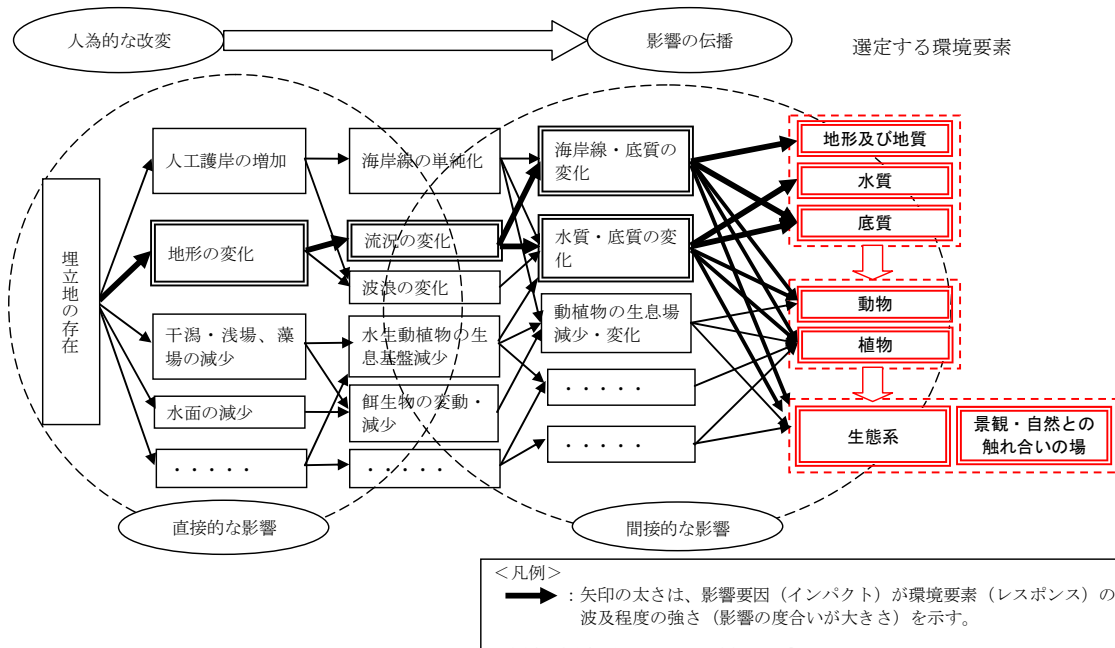
なお、埋立事業に伴い間接的に重大な影響を受けるおそれのある環境要素として、表 II-3 のような要素が考えられる。

表 II-3 重大な影響を受けるおそれのある環境要素（間接的に影響がある場合）

影響を受ける対象	影響を受けるおそれのある環境要素
流況・波浪等の変化に伴い、底質や地形（海岸線や海底地形）等が変化することによる生物生息・生育の基盤への影響	地形及び地質、水底の底質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
海水の滞留域の発生などによる水質等の変化による、生物への直接的・間接的影響や生息・生育の基盤への影響	水質、水底の底質、動物、植物、生態系

<インパクト・レスポンスフローとは>

人為的な改変が環境に与える影響の伝播を整理し、影響を受ける環境要素を抽出するため、人為的な改変が環境に与える影響について、経路図として示すもの（図 II-4）。



※上記図は一例であり、各々の地域特性を考慮して作成する必要がある。

図 II-4 インパクト・レスポンスフローの一例

5-3 専門家の助言を受けて選定する場合

- 4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。
- 5 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて行うものであるが、収集した既存資料において、環境要素に係る情報が少なく、合理的に選定が行えない場合等においては、専門家等からの助言を受けることが望ましい。

専門家等とは、大学や研究機関等の学識経験者、水産研究所・試験場、環境分野のNGO・NPO等が想定される。

また、専門家等から助言を受ける場合は、複数の専門家等から助言を受けることに努め、意見や考え方に偏りが出ないように配慮し、専門家の有する情報等の新しさについても十分確認することが必要である。

なお、専門家等から助言を受けた場合には、環境影響評価手続きにおける透明性の向上の観点から、助言の内容及び専門家等の専門分野及び所属機関を明らかにできるよう整理する必要がある（表II-4）。

ただし、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。

表 II-4 専門家等の助言を受けた選定項目の整理イメージ

助言を受けた項目	助言の内容	専門家の専門分野	専門家の所属機関
動物（魚類）	〇〇湾を特徴付ける魚類について助言を受けた	魚類生態学	大学
動物（鳥類）	渡り鳥の飛来状況について助言を受けた	渡り鳥の研究	民間研究機関
植物（海藻草類）	海藻草類分布状況について助言を受けた・・・	植物分類学	公的研究機関
・・・	・・・	・・・	・・・

5-4 選定結果の整理

6 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

計画段階配慮事項の選定にあたっては、選定結果を一覧できるよう整理するとともに、選定した理由を明らかにできるように整理することが必要である。

選定結果の取りまとめの例を表 II-5 に示す。

表 II-5 計画段階配慮事項の選定結果の理由についての取りまとめの例

選定事項	影響要因	選定した理由
水質	土地又は工作物の存在	現状でも環境基準を超過している地点があり、土地又は工作物の存在により、淀みが生じ水質が悪化する懸念があるため選定した。
動物	土地又は工作物の存在	専門家へのヒアリングの結果、埋立地周辺に希少種の生息が確認され、土地又は工作物の存在により、生息環境の悪化・消失が懸念されるため選定した。
植物	土地又は工作物の存在	既存資料により、埋立地周辺に藻場が存在していることが確認され、土地又は工作物の存在により、生育環境の悪化・消失が懸念されるため選定した。
生態系	土地又は工作物の存在	インパクト・レスポンスフローによる検討の結果、土地又は工作物の存在による、地域を特徴付ける生態系への影響が懸念されるため選定した。
景観	土地又は工作物の存在	土地又は工作物の存在により眺望点からの視覚的变化が想定され、眺望景観への影響が懸念されるため選定した。
・・・	・・・	・・・

6 調査、予測及び評価の手法

(第6条)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第六条 第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

- 一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境
 - ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

第6条では、第7条から第10条に規定する計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法を選定する上で考慮すべき事項を規定している。

選定にあたり留意すべき事項は下記のとおり。

- ①水環境及び土壌に係る環境その他の環境については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の変化の状況の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、

生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響の把握

- ②動物及び植物については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度の把握。
- ③生態系については、以下に掲げる重要な自然環境に対する影響の把握
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆(ぜい)弱な自然環境
 - ロ 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ハ 水源涵(かん)養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境
- ④景観については、眺望の状況及び景観資源に対する環境影響の把握
- ⑤人と自然との触れ合いの活動の場については、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況に対する環境影響の把握

7 調査の手法

(第7条)

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第七条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は水象、土壌その他の自然の状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国又は第一種埋立て又は干拓事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域 第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

7-1 調査の手法の選定について

計画段階配慮事項の検討に係る調査は、原則として既存資料により行うこととし、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が得られない場合には、専門家等からの知見の収集を行う。それらによっても必要な情報が得られない場合は、現地調査・踏査等を行う。

(1) 調査すべき情報

- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は水象、土壌その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

調査において把握する情報は、「5 計画段階配慮事項の選定」において選定した環境要素に係る「地域特性」であるが、予測及び評価の前提となることから、計画段階配慮事項に係る予測及び評価において必要となる水準を確保する必要がある。

調査において把握する情報の例を表 II-6 に示すが、示した項目の情報を全て収集する必要はなく、重大な影響が及ぶおそれがある項目について、予測及び評価に必要な範囲で事業特性及び地域特性に応じ、適宜選定する。また、表 II-6 に示した資料以外においても、既定の港湾計画策定時に取りまとめた資料や、近傍において他事業で用いられた環境影響評価資料の情報も参考となる。

表 II-6 予測及び評価に必要となる調査項目（情報）及び既存資料の例

調査項目（情報）		調査内容と既存資料の例	
自然的状況	水環境	水質	公共用水域水質測定結果（生活環境項目、健康項目等）（地方公共団体）等
		水底の底質	公共用水域水質測定結果（生活環境項目、健康項目等）（地方公共団体）等
		地下水の水質及び水位	公共用水域水質測定結果（生活環境項目、健康項目等）、地下水水位調査結果、地盤沈下調査結果（地方公共団体）、海底湧水地点の状況（論文等）等
		その他水環境に係る環境要素	潮流（流向・流速）、潮位、波浪（波向・波高）（海洋情報クリアリングハウス、日本海洋データセンター（JODC）データ、海上保安庁・水産試験場調査結果等）
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形、海底地形等（日本の地形レッドデータブック、沿岸の海の基本図・海図（海上保安庁）、地方公共団体による深淺測量図・表層地質図等）
		地盤	地下水水位調査結果、地盤沈下調査結果（地方公共団体）等 沿岸の海の基本図・海図（海上保安庁）
		土壌	土地分類基本調査（土壌図）（国土交通省）、土壌図（地方公共団体）、土壌版レッドデータブック（日本ペドロロジー学会）等
		その他の環境要素	その他必要な資料
	動物	生物の生息状況等（日本の干潟、藻場、サンゴ礁（環境省）自然環境保全基礎調査（環境省）、レッドデータブック（環境省、地方公共団体）、レッドリスト（環境省）、市町村史等）	
	植物		
	生態系		
	景観	景観資源、文化財、レクリエーションの場等の状況（自然環境保全基礎調査（環境省）、全国観光情報データベース（（社）日本観光協会）、地方公共団体による観光案内等）	
	人と自然との触れ合いの活動の場		
	社会的状況	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用	利用状況（漁業権設定区域、航路、港湾区域等）等（地方公共団体による漁業権設定区域図、港湾計画図等）
自然的環境に係る各法令等による規制や目標等		水質・底質（環境基本法による環境基準等） 地下水の水質・水位（環境基本法による環境基準、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、地下水採取規制に関する条例等） 地形、地質（文化財保護法による史跡名勝天然記念物、自然公園法による自然公園、自然環境保全法による自然環境保全地域等） 地盤（工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、地下水採取規制に関する条例等） 土壌（土壌汚染対策法等） 動物、植物、生態系（文化財保護法による史跡名勝天然記念物、自然公園法による自然公園、自然環境保全法による自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約等） 景観（景観法、自然公園法、都市計画法、文化財保護法等） 人と自然との触れ合いの活動の場（景観法、自然公園法、都市計画法、文化財保護法等）	

※なお、自然状況の気象や社会状況の人口、産業及び土地利用に関する情報は主に埋立事業の工事の実施に係る環境要因の予測評価において必要ではない情報であるため削除する。

(2) 調査の基本的な手法

二 調査の基本的な手法 国又は第一種埋立て又は干拓事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

調査の手法は、国、関係地方公共団体等が有する既存資料を収集・整理・解析することを基本とする。収集すべき情報は、(1) に示した情報とすることを基本とし、これらの情報源としては、表 II-6 のような資料が挙げられる。

ただし、「5 計画段階配慮事項の選定」において選定した重大な環境影響を受ける環境要素について、既存資料による情報が不足する場合には、必要に応じて埋立地周辺の状況に精通している専門家等にヒアリングを行い、情報を収集することが望ましい。

専門家等とは、大学や研究機関等の学識経験者、水産研究所・試験場、環境分野の NGO・NPO 等が想定される。

専門家等から助言を受ける場合には、複数の専門家等から助言を受けることに努め、意見や考え方に偏りが出ないように配慮する。また、専門家の有する情報等の新しさについて十分確認することが必要である。

専門家等にヒアリングを行ってもなお情報が得られないときは、必要に応じて現地調査や現地踏査により情報を把握することが考えられる。

(3) 調査の対象とする地域

三 調査の対象とする地域 第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

調査対象とする地域は、「5 計画段階配慮事項の選定」において選定した環境要素が影響を受けると想定される地域又は埋立てられる区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

また、候補地が河口付近や湾口部等の海域の流れを妨げる場所に位置する場合には、影響が広い地域に及ぶことに留意して調査範囲を適切に設定する。

なお、生物によっては、成長の過程（生活史）において生息・生育場を移動する種もあることから、重要な種においては生活史（「生態系ネットワーク」）を考慮した上で、調査範囲を設定することも考えられる。

7-2 調査手法選定の際の留意点

- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

選定事項に係る環境要素のうち、法令等により調査手法が定められている項目としては、公共用水域において調査が実施されている、水質（地下水の水質含む）、底質が考えられる。

水質、底質に係る法令等に基づく調査方法は、以下に基づき適切に選定することとする。

- ・水質（地下水の水質含む）：「水質調査方法」（環水管 30 号（昭和 46 年 09 月 30 日））
- ・底質：「底質調査方法について」（環水大水発 120725002 号（平成 24 年 8 月 8 日））

7-3 重大な環境影響を把握する上で、現地調査・踏査を行う場合の留意点

- 3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

調査手法は、既存資料により行うこととされるが、予測及び評価において必要とされる水準を確保するために、現地調査・踏査が必要となる場合は、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。貴重な生物の分布が考えられる場所における採捕・採集調査については留意が必要である。調査手法の選定にあたっては、使用器具・機材等の特性を考慮し、調査対象とする生物及び使用する場所における生物の生息・生育環境に与える影響について留意する必要がある。

7-4 調査の際の留意点

- 4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

既存資料の取りまとめにあたっては、用いた資料の出典等を明らかにする必要がある。

ただし、希少な動植物が調査により確認された場合には、不正な捕獲、採取等を防止するため、詳細な確認地点を伏せるなど、必要な配慮を行う。

8 予測の手法

(第8条)

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第八条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。） 調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

8-1 予測の基本的な手法について

(1) 予測の基本的な手法

予測は環境の状況の変化を定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合には、定性的に把握する手法を選定する。

配慮書手続での予測は、当該手続段階で取得可能な情報量が一般的に少ないこと、又、配慮書は、重大な環境影響を回避・低減することが目的であり、複数案についてのおおまかな環境影響を比較できればよいことから、既存資料により予測できる簡易な手法を用いて検討を行う。

なお、参考として、予測手法の例を巻末資料に環境要素ごとに簡易な順番に示している。事業の規模や内容あるいは地域特性によって予測手法の適否が異なることから、事業特性や地域特性等を踏まえた上で、既存資料の有無等を鑑み、個々のケースに応じた簡易な予測手法を検討することが必要である。

(2) 予測の対象とする地域

予測の対象とする地域は、調査地域から適切に設定することを基本とする。埋立てにより直接的な影響を受ける範囲に加え、候補地周辺の生物の生息・生育場の状況等、また、候補地が河口付近や湾口部等、海域の流れを妨げる場所に位置する場合には、影響が広い地域に及ぶことに留意する。

8-2 埋立事業の配慮書手続で最低限行うべき予測内容の例

(1) 予測の視点

最低限行うべき予測は、「5 計画段階配慮事項の選定」で検討した、埋立事業に伴い重大な影響を受ける環境要素について行うこととする。

<直接的改変による影響>

- a. 藻場、干潟、塩性湿地、さんご礁等の自然環境
- b. 浅場等の生物生息・生育の基盤環境
- c. 希少種の生息・生育が確認されている区域
- d. 自然海岸・海浜 等

<間接的な影響>

- e. 流況・波浪等の変化に伴い、底質や地形（海岸線や海底地形）等が変化することにより、生物生息・生育の基盤が変化する場合
- f. 海水の滞留域が発生するなどにより、水質が変化し、生物への直接的・間接的影響や生息・生育の基盤が変化する場合 等

(2) 簡易な予測手法の例（巻末資料の予測手法の参考例を参照）

簡易な予測の手法としては、以下のようなものが考えられる。

- a. **藻場、干潟、さんご礁への影響予測【予測手法の参考例の「動物」の「注目すべき生息地 1～3」、「植物」の「群落 1～3」と同様な手法】**

既存資料（自然環境保全基礎調査結果、港湾計画に関する資料、他事例の環境影響評価図書等）より、藻場、干潟、さんご礁の分布域を調査し、埋立地の複数案の重ねあわせを行い、直接改変面積を算出する。

直接改変がない場合には、埋立地からの離隔距離や流況等の変化の範囲に存在する藻場等の面積等を求める。

- b. **浅場等の生物生息・生育の基盤環境【予測手法の参考例の「動物」の「注目すべき生息地 1～3」、「植物」の「群落 1～3」と同様な手法】**

既存資料（海底地形図、漁業権図、港湾計画に関する資料、他事例の環境影響評価図書等）より、浅場の分布域を調査し、埋立地の複数案の重ねあわせを行い、直接改変面積を算出する。

直接改変がない場合には、埋立地からの離隔距離や流況等の変化の範囲に存在する藻場等の面積等を求める。

c. 希少種の生息・生育が確認されている区域への影響予測【予測手法の参考例の「動物」の「重要な種1～3」、「植物」の「重要な種1～3」と同様な手法】

既存資料（レッドデータブック、レッドリスト、日本の希少な野生水生生物に関するデータブック、他事例の環境影響評価図書等）より、希少種の生息・生育状況を確認し、生息・生育地点が分かる場合には、埋立地の複数案の重ねあわせを行い、直接改変されるか否か検討する。

直接改変がない場合であり、生息・生育地点が分かる場合には、流況等の変化の範囲に存在する生息・生育面積や生息・生育地点からの離隔距離を算出する。

d. 自然海岸・海浜 等への影響予測【予測手法の参考例の「重要な地形及び地質」の「重要な地形1、2」と同様な手法】

既存資料（地形図等）から、自然海岸や海浜（砂浜）の位置を調査し、埋立地の複数案の重ねあわせを行い、直接改変される面積、海岸線延長を算出する。

直接改変がない場合には、海岸からの距離を算出する。

e. 流況・波浪の変化により、底質や地形（海岸線や海底地形）が変化することにより、生物生息・生育の基盤が変化する場合の影響予測【予測手法の参考例の「重要な地形及び地質」の「地形変化1」、「生態系1」と同様な手法】

既存資料（海上保安庁による潮流観測結果、港湾事務所による波浪観測結果、港湾計画に関する資料、他事例の環境影響評価図書等）から、流況（潮流や河口付近であれば河川流も含む）や波浪の状況を調査し、埋立地の複数案の重ね合わせを行い、流れの阻害や海岸付近の波浪の変化（汀線変化の可能性）について、定性的に検討する。

f. 海水の滞留域が発生するなどにより、水質が変化し、生物への直接的・間接的影響や生息・生育の基盤が変化する場合【予測手法の参考例の「水の汚れ1」、「動物」の「重要な種3、4」「注目すべき生息地3」、「植物」の「重要な種3、4」「群落3」、「生態系1」と同様な手法】

埋立地の形状や【流況】または【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲から、定量的もしくは定性的に生物への影響の可能性について検討を行う。（例えば、岸からL字型に埋立地を設置したり、湾奥部を塞ぐ形で埋立地を設置する等の場合は、滞留域が発生し水質や底質の悪化等が生じる可能性がある。）

8-3 予測手法の選定

3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにする必要がある。

例えば、定量的な予測を実施した場合、予測に用いた数値モデルや予測式の適用範囲（時間的、空間的な適用の可否等）の確認や、計算結果の妥当性（現況再現計算を行い、計算結果と現況の調査結果が合っているか等）の確認を行い、予測結果と併せて明らかにする必要がある。

定性的な予測を実施した場合には、手法の適用範囲の確認や現況再現計算による予測の妥当性確認は困難であることから、予測の前提として用いた資料や予測の考え方等について、予測結果と併せて明らかにし、単に予測結果のみを示すのではなく、その予測結果に至る過程について、明らかにする必要がある。

なお、複数案の予測結果に明瞭な違いがない場合において、複数案間の差異を拡大する必要はなく、複数案の設定によっては概ね各案が同様な場合もあり得る。

8-4 予測手法の不確実性

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

配慮書手続における予測は、原則として既存資料を用いた簡易な手法で行うものであることから、特に、対象事業が新規の手法を用いる場合や、対象事業による環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合等においては、予測に一定の不確実性が伴う。このため、当該不確実性に係る環境影響の程度を勘案し、必要に応じて、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする必要がある。ただし、予測の不確実性についての詳細な検討は、EIA 段階で行う。

なお、配慮書においては、不確実性は「程度」ではなく「内容」であり、例えば事業諸元自体の不確実性、予測手法自体の不確実性など、予測に伴う不確実性の種類（内容）を説明すればよい。

9 評価の手法

(第9条)

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第九条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。
- 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- 四 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

9-1 評価の手法について

配慮書は、重大な環境影響を回避・低減することが目的であるため、配慮書の評価は、「複数案間における重大な環境影響の比較整理」が基本である。

評価の手法を選定するに当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、①位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案選定事項について環境影響の程度を比較できること、②単一案の場合は、事業者の実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討することに留意して、評価の手法を選定する。

なお、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにする必要がある。

(1) 複数案が設定されている場合の評価手法

- 一 第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。

位置等に関する複数案が設定されている場合は、「8 予測の手法」の予測結果について、それぞれの環境要素ごとに比較する事を基本とする。

定量的な予測が行われている場合は、予測値の比較を行い、定性的な予測が行われている場合には、影響の程度を相互に定性的に比較する。

複数案によって重大な影響のおそれがある環境要素が異なる場合は、藻場、干潟といった環境ごとに「○」、「△」、「×」等の相対的な比較を行えば良く、藻場への影響と干潟への影響のどちらの影響が大きいかといった比較を行う必要はない。

なお、現状に比べて環境改善が期待できる場合等、現状との比較検討を行うことが適切である場合には、設定した複数案を現状と比べて評価することも考えられる。

表 II-7(1)から(3)に、複数案が設定されている場合の計画段階で配慮すべき環境要素（表 II-1）に対応した評価手法の案を示す。これらは想定される環境要素を全て列挙した参考事例であり、評価手法を選定するにあたっては、「5 計画段階配慮事項の選定」で選定した環境要素ごとに、「8 予測の手法」で選定した予測手法の特性を踏まえ、適切な評価手法を選定することが必要である。

複数案の一つに、埋立事業に変わる代替案（「3-2 埋立事業の代替となる事業の検討について」を参照）を含める場合も、表 II-7(1)から(3)を参考に、各環境要素に対応して、評価を行う。

表 II-7(1) 複数案が設定されている場合の評価手法の案 (その1)

予測手法	評価手法	環境要素	評価結果の例		
			A案	B案	C案
定性的な予測が行われている場合	影響の程度の定性的な相互比較	水質	海水の滞留部が大きくできることから、水の汚れの影響が考えられる。	A案より海水の滞留部は小さいことから、水の汚れの影響はA案より軽微と考えられる。	流況の変化範囲もわずかであり、海水の滞留部も殆ど発生しないと思われることから、水の汚れの影響はA案、B案より小さいと考えられる。
		水底の底質	海水の滞留部が大きくできることから、底質がシルト化する恐れがある。	A案より海水の滞留部は小さいことから、底質への影響はA案より軽微と考えられる。	流況の変化範囲もわずかであり、海水の滞留部も殆ど発生しないと思われることから、底質への影響はA案、B案より小さいと考えられる。
		地下水の水位	湧水地の直上になるため、地下水の水位への影響が考えられる。	付近に湧水地があるが、地下水の水位への影響は、A案より軽微と考えられる。	付近に湧水地は確認されていないことから、地下水の水位への影響はA案、B案より小さいと考えられる。
		地形	地形の変化への影響は殆どないと考えられる。(B案、C案より影響が小さい)	砂浜との距離が比較的近いことから、トンボロが形成される可能性があり、地形への影響はC案より大きいと考えられる。	埋立地が砂浜の直近にできるため、波が来襲する方向の砂浜は堆積傾向となることが考えられる。
		地盤	周辺地盤は中、硬岩系の地盤であるため、地盤への影響は殆どない。(B案、C案より影響が小さい)	埋立地周辺地盤は砂質地盤であるため、地盤への影響はC案より軽微であると考えられる。	埋立地全体が軟弱地盤上に位置するため、地盤への影響が考えられる。
		動物	レッドデータブックの絶滅危惧種である〇〇の生息場が消失することになる。	A案より離れた場所に設置することから、A案より影響は小さいと考えられる。	B案より流速の変化は小さいと思われることから、〇〇の生息場への影響はA案より小さいと考えられる。
		植物	レッドデータブックの絶滅危惧種である〇〇の生育場が消失することになる。	A案より離れた場所に設置することから、A案より影響は小さいと考えられる。	B案より流速の変化は小さいと思われることから、〇〇の生息場への影響はA案より小さいと考えられる。
		生態系	上位種として選定した〇〇の生息場が消失することから、〇〇を頂点とする生態系への影響が考えられる。	A案より離れた場所に設置することから、〇〇の生息場への影響は小さいと考えられ、A案より影響は小さいと考えられる。	流況の変化の範囲もわずかであることから、〇〇の生息場への影響はA案、B案より小さい。
景観	周辺に景観資源はなく、景観への影響は殆どない。	〇〇海浜公園からの水平線の眺めが変化する。	自然海岸の途中に人工的な埋立地ができることにより、景観への影響は大きい。		

表 II-7(2) 複数案が設定されている場合の評価手法の案 (その2)

予測手法	評価手法	環境要素	評価結果の例			
			A案	B案	C案	
定性的な予測が行われている場合	○、△、×による環境要素ごとの相対的な比較	地下水位の水位	湧水地の直上になるため、地下水の水位への影響が考えられる。	付近に湧水地があるが、地下水の水位への影響は、軽微と考えられる。	—	
			×	△	○	
		地形	—	埋立地が砂浜の直近にできるため、海流の上流部で砂浜が堆積傾向となることが考えられる。	埋立地による海流の変化により、直近の砂浜が侵食を受けることが考えられる。	
			○	×	×	
		地盤	埋立地全体が軟弱地盤上に位置するため、地盤への影響が考えられる。	周辺地盤は中、硬岩系の地盤であるため、地盤への影響は殆どない。	—	
			×	○	○	
		動物(干潟への影響)	レッドデータブックの絶滅危惧種である○○の生息場(干潟)が消失することになる。	—	埋立地により流速が遅くなるおそれがあり、底質変化が予想されることから、○○の生息に適さなくなるおそれがある。	
			×	○	△	
		植物(藻場への影響)	流れの滞留域に浮泥が溜まりやすい環境となるおそれがあることから、生育に適さなくなるおそれがある。	流速が速くなるおそれがあり、底質の変化が予想されることから、生育に適さなくなるおそれがある。	—	
			×	×	○	
		比較	法令等による重要な基準・目標等との	○○の濃度は上昇傾向であるが、埋立による影響は軽微であることから、埋立により基準を超えるおそれは小さい。	A案と同じ場所に設置するが、閉鎖的な環境が生じる埋立形状となることから、基準を超えるおそれがある。	予定地周辺は○○の濃度が減少傾向にあり、埋立による影響も軽微なことから基準値を超えるおそれは小さい。

(表中の「—」は対象となる環境要素が存在しないことを示す。)

表 II-7(3) 複数案が設定されている場合の評価手法の案 (その3)

予測手法	評価手法	環境要素		評価結果の例		
				A案	B案	C案
定量的な予測が行われている場合	予測値の比較	水質		COD濃度が高くなる範囲が広範囲に及ぶ。(シミュレーション結果)	COD濃度が高くなる範囲はA案より小さい。	COD濃度の変化は最も軽微である。
		地形 土壌 動物 植物 等		消失面積は○ha で最も小さい。	消失面積は△ha であり、A案より大きくなる。	消失面積は×ha で最も大きい。
		動物 植物		埋立地からの離隔距離が○kmである。	埋立地からの離隔距離が△kmである。	埋立地からの離隔距離が×kmである。
		景観 人と自然との触れ合いの活動の場		埋立地から一定範囲内に存在する主要な視点場数は2カ所である。	埋立地から一定範囲内に存在する主要な視点場数は5カ所である。	埋立地から一定範囲内に存在する主要な視点場数はゼロである。
	比較 現況との差の	水質		○○の濃度が現況より○mg/L増加する	○○の濃度が現況より△mg/L減少する	○○の濃度が現況より×mg/L増加する。
		○、△、×による環境要素ごとの相対的な比較	動物	干潟への影響	主な生息域である○○干潟の△haが消失する。 ×	干潟の消失面積はゼロであり、周囲にも干潟は存在しない。 ○
	サンゴ礁への影響			サンゴ礁の消失面積はゼロであり、周囲にもサンゴ礁は存在しない。 ○	主な生息地である○サンゴ礁の△haが消失する。 ×	サンゴ礁の消失面積はゼロであり、周囲にもサンゴ礁は存在しない。 ○
	植物		藻場への影響	藻場の×haが消失する。 ×	藻場の△haが消失する。 △	藻場の消失面積はゼロである。 ○
			サンゴ礁への影響	サンゴ礁の消失面積はゼロであり、周囲にもサンゴ礁は存在しない。 ○	○○の主な生息地であるサンゴ礁の△haが消失する。 ×	サンゴ礁の消失面積はゼロであり、周囲にもサンゴ礁は存在しない。 ○
	等との比較 予測値と法令等による重要な基準・目標		水質		○○の濃度が×mg/Lであり、環境基準を超過する。	○○の濃度が△mg/Lであり、環境基準を満たす。

(2) 単一案となった場合（複数案が設定されていない場合）の「実行可能な範囲」の考え方

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

単一案の場合には、事業者の「実行可能な範囲」で回避・低減されているか否かについて、評価を行うことを基本とする。

この場合の、事業者の「実行可能な範囲」とは、技術面において実行可能性があり、それによる効果が客観的に認められ、経済的に現実性のあるものであることが考えられる。

また、護岸構造（ケーソンの形式（スリット式）、直立消波護岸等）の違いによる波浪や流況への影響の低減や、護岸、堤防等の配置の違いによる流況や生物生息環境への影響の回避・低減について評価することも可能である。

(3) 国又は地方公共団体の基準又は目標との整合性

三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する手法であること。

選定事項に係る環境要素について、国や地方公共団体が定めた基準や環境保全に係る目標等が定められている場合、基準との整合性が図られているか否かを把握し、評価を行うことを基本とする。したがって、選定する評価手法が当該基準又は目標との整合性を評価できる手法であることを明らかにする必要がある。

また、地方公共団体によっては、地域の環境基本計画等における環境保全に係る目標等が定められている場合があることから、これらの基準、目標等との整合性についても可能な限り把握し、評価を行うこととする。

(4) 事業者以外が行う保全措置の効果を見込む場合

四 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

埋立てを行う事業者以外の者が環境保全措置を行い、その効果を見込んで評価を行う場合においては、環境保全措置を行う事業者より当該措置の内容を聴取し、その内容について明らかにすること。

例えば、港湾計画に位置付けられるような、人工海浜や浅場造成などの環境の保全のための措置が講じられる場合等が考えられる。

(5) 最終案の絞り込み

配慮書は、環境面のみについて環境要素ごとに環境影響の比較評価を行う。従って、環境面についての総合的な比較評価を行う必要はない。また、配慮書において計画の最終案を決定する必要はない。

方法書に提示する案は、配慮書に対する意見の他、社会的・経済的要素等を勘案し、方法書手続前までに事業者が決定する。配慮書で複数案として設定していない案を計画案として決定する場合について、配慮書手続の再実施は規定していないが、配慮書手続以降の検討における総合的な判断や事業計画の絞り込み・決定について、方法書において明らかにすることが必要である。(法第5条第1項、主務省令第20条)

(6) 配慮書で検討した内容におけるEIAの手続との関連

配慮書に関する主務大臣の意見及び当該意見についての事業者の見解については、方法書に記載する必要がある。

また、位置等の最終案の決定に至る過程でどのように環境影響が回避又は低減されているかについての検討内容は、主務省令第29条第2項の規定に基づき、準備書の環境保全措置において明らかにする必要がある。

10 手法選定に当たっての留意事項

(第10条)

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

- 第十条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。
- 2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - 3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。
 - 4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

調査、予測及び評価の手法を選定する際には、必要に応じて以下のとおり、埋立地周辺の状況に精通している地域の専門家等にヒアリングを行い、助言を受けることとする。

地域の専門家等とは大学や研究機関等の学識経験者、水産研究所・試験場、環境分野のNGO・NPO等が想定される。

専門家等から助言を受ける場合には複数の専門家等から助言を受けることに努め、意見や考え方に偏りが出ないように配慮する。また、専門家の有する情報等の新しさについて十分確認することが必要である。

10-1 専門家等の助言を受けた手法選定の考え方

(1) 調査手法について

調査手法について専門家等から助言を受ける必要がある場合とは、以下のような場合が考えられる。

- ・「5 計画段階配慮事項の選定」において選定した重大な環境影響を受ける環境要素について、複数案の比較を行える程度の精度を有する既存資料が不足する場合

なお、専門家等から助言を受けた場合、その内容、専門家等の専門分野及び所属機関について明らかにする必要がある（表 II-8）。ただし、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。

表 II-8 専門家等の助言を受けた手法の整理イメージ

助言を受けた項目	助言を受けた内容	専門家等の専門分野	専門家の所属機関
動物（魚類）	〇〇湾に生息する魚類への影響の予測手法について助言を受けた。	魚類生態学	大学
動物（鳥類）	渡り鳥に採餌場に対する予測結果の比較（評価）方法について助言を受けた。	渡り鳥の研究	民間研究機関
植物（海藻草類）	海藻草類の分布状況の調査手法について助言を受けた。	植物分類学	公的研究機関
・・・		・・・	・・・

(2) 予測手法について

予測手法について専門家等から助言を受ける必要がある場合とは、以下のような場合が考えられる。

- ・周辺に保存対象が存在する場合、環境基準を超過する恐れがある場合等、重大な環境影響が生じる場合、又は、重要な種やその生育・生息地、重要な自然環境のまとまりの場（生態系）が存在する可能性が高いと考えられるような場合であって、定性的な予測のみとなる場合。
- ・定量的な予測であっても十分な量の資料と十分な精度がなく、予測の不確実性が高くなる恐れがある場合。

(3) 評価手法について

評価手法について専門家等から助言を受ける必要がある場合とは、以下のような場合が考えられる。

- ・周辺に保存対象が存在する場合、環境基準を超過する恐れがある場合等、重大な環境影響が生じる場合、又は、重要な種やその生育・生息地、重要な自然環境のまとまりの場（生態系）が存在する可能性が高いと考えられるような場合であって、定性的な予測結果を用いて、比較を行う場合。

10-2 追加の検討

3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。

配慮書は、重大な環境影響を回避・低減することが目的であるため、配慮書の評価は、「複数案間における重大な環境影響の比較整理」が基本であるが、検討した環境要素について複数案間に著しい差異がない場合で、その他の環境要素で複数案間に際立った差異がみられる場合は、そうした環境要素についても、比較整理することが必要である。

ただし、複数案間の差異を出すことを目的に、必要以上の労力をかけることは、配慮書の趣旨にそぐわないことから、本来の配慮事項の検討のために収集・整理した情報によって、その他の環境要素について際立った差異があることが容易に想像される場合等、比較的簡易に把握できる範囲を基本とすることでよい。

10-3 選定された手法及び選定の理由の整理

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

調査、予測及び評価手法について選定の理由を明らかにできるように整理する必要がある。

11 計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針

(第11条)

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一条 第一種埋立て又は干拓事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

配慮書についての意見の聴取については、事業者は「配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない」と規定されている。(法第3条の7第1項)

意見を求める場合の措置については、第12条から第14条に定められている。

12 関係する行政機関及び一般からの意見聴取

(第12条)

第十二条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

12-1 意見聴取の基本的考え方

(1) 基本的な考え方

配慮書の案（計画の立案段階で複数回意見を聴取する場合）又は配慮書について、関係都道府県、市町村の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努める必要がある。また、意見を求めない場合においては、その理由を明らかにする必要がある。

配慮書を作成する際には、必要に応じて「配慮書の案」を作成して、意見を求めた後、最終的に配慮書として取りまとめることもできる。

13 配慮書についての意見聴取方法

(第13条)

第十三条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、適切な期間を定めて縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模

三 第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の事務所

二 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設

三 前二号に掲げるもののほか、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

三 前二号に掲げるもののほか、適切な方法

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

13-1 意見聴取の基本的な方法

事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び、以下の①～⑥に掲げる事項を必要に応じて公告し、適切な期間を定めて縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表する。

- ① 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 第一種埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模
- ③ 第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置
- ④ 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
- ⑤ 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- ⑥ ⑤の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

13-2 公告方法

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 官報への掲載
- 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

公告の方法は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。なお、①～③から一つの方法を選ぶのではなく、複数の方法によって行っても良い。

- ① 官報への掲載
- ② 関係する地方公共団体の協力を得て、関係する地方公共団体の広報又は広報紙への掲載
- ③ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

13-3 縦覧場所及び公表方法

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の事務所
- 二 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- 二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載
- 三 前二号に掲げるもののほか、適切な方法

(1) 縦覧場所

配慮書の縦覧場所は、広く意見を募るため、次に掲げる場所のうちから、縦覧者の参集の便に考慮して決定する。なお、①～③から一つの場所を選ぶのではなく、複数の場所で行っても良い。

- ① 事業者の事務所
- ② 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、関係する地方公共団体の庁舎その他の関係する地方公共団体の施設
- ③ その他事業者が利用できる適切な施設

③の例としては、広く意見を募る観点から、例えば以下のような施設や方法が考えられる。

- ・オープンハウス[※]や観光案内所等、人の目に触れやすい場所に配慮書、パンフレット等を設置
- ※パネルの展示や、パンフレットの配布によって、事業や検討の進め方についての情報を提供する場。また、担当のスタッフを配置し、質問を受けたり、説明したりすることができる場のこと。

(2) 公表方法

配慮書の公表方法は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- ① 事業者のウェブサイトへの掲載
- ② 関係する地方公共団体の協力を得て、関係する地方公共団体のウェブサイトに掲載
- ③ その他適切な方法

13-4 意見書の提出

- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。
- 一 意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項
 - 二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
 - 三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者が定めた期間内に、事業者に対し意見を述べることができる。

その際、以下の3点について記載が必要となるため、事業者が意見書のフォーマット等を準備しておくこと記載漏れがなく、意見も提出しやすいと考えられる。

- ① 意見書を提出しようとする者の属性
- ② 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- ③ 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

14 配慮書についての意見を求める書面の送付

(第 14 条)

第十四条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。

2 関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。

3 配慮書については前項の書面の提出があったときは、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

第 12 条の規定に従い、地方公共団体の長に意見を求める際には、配慮書の案又は配慮書の送付に加え、意見を求める旨を記載した書面も併せて送付する必要がある。

書面の送付を受けた地方公共団体の長は、事業者が定めた期間内に、事業者に配慮書の案又は配慮書について、環境の保全の見地から意見を述べなければならない。

そのため、事業者は地方公共団体の長に書面を送付する際に、合わせて意見を述べるまでの期間を伝える必要がある。

(第 15 条～第 35 条は、EIA の手続のためガイドラインには記載しない。)

(第 15 条第二種事業の届出、第 16 条第二種事業の判定の基準、第 17 条方法書の作成、第 18 条環境影響を受ける範囲と認められる地域、第 19 条環境影響評価の項目等の選定に関する指針、第 20 条事業特性及び地域特性の把握、第 21 条環境影響評価の項目の選定、第 22 条調査、予測及び評価の手法、第 23 条参考手法、第 24 条調査の手法、第 25 条予測の手法、第 26 条評価の手法、第 27 条手法選定に当たっての留意事項、第 28 条環境保全措置に関する指針、第 29 条環境保全措置の検討、第 30 条検討結果の検証、第 31 条検討結果の整理、第 32 条事後調査、第 33 条準備書の作成、第 34 条評価書の作成、第 35 条評価書の補正)

(参考) 配慮書の記載項目の例

配慮書の記載項目の例は以下のとおり（法第3条の3、主務省令第1条～第14条）

第1章 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所

- 1-1 事業者の名称
- 1-2 代表者の氏名
- 1-3 事業者の住所

第2章 対象事業の目的及び内容

- 2-1 対象事業の目的
- 2-2 対象事業の内容

第3章 事業実施想定区域及びその周辺の概況

- 3-1 事業実施想定区域
 - 3-1-1 位置等の複数案の設定及び設定理由
- 3-2 自然的状況
 - 3-2-1 水象、水質、水底の底質その他の水質に係る環境
 - 3-2-2 土壌及び地盤の状況
 - 3-2-3 地形及び地質の状況
 - 3-2-4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - 3-2-5 景観及び人と自然の触れ合いの活動の状況
- 3-3 社会的状況
 - 3-3-1 人口及び産業の状況
 - 3-3-2 土地利用の状況
 - 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - 3-2-4 交通の状況
 - 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
 - 3-2-6 下水道の整備の状況
 - 3-2-7 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
 - 3-2-8 その他の事項

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

- 4-1 計画段階配慮事項の選定及び選定理由
- 4-2 計画段階配慮事項ごとの調査の手法及び選定理由、調査の結果
- 4-3 計画段階配慮事項ごとの予測の手法及び選定理由、予測の結果
- 4-4 計画段階配慮事項ごとの評価の手法及び選定理由、評価の結果

第5章 配慮書の案に対する関係する行政機関及び一般からの意見の概要（配慮書の案を作成した場合）

- 5-1 関係する行政機関及び一般からの意見の概要
- 5-2 意見に対する事業者の見解

15 報告書作成に関する指針

(第 36 条)

(報告書作成に関する指針)

第三十六条 対象埋立て又は干拓事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十八条に定めるところによる。

埋立事業の実施に際しては、評価書に記載した環境保全措置を講じると共に工事の完了後に、環境保全措置に係る報告書を作成しなければならない。具体的な記載内容等については、主務省令第 37 条から第 38 条に定められている。

なお、報告書作成の対象となる事業は、平成 25 年 4 月 1 日以降に評価書の公告及び縦覧を行った事業に限る。

16 報告書の作成時期等

(第 37 条)

(報告書の作成時期等)

第三十七条 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2 法第二十七条の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施中又は竣工後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

事業者は、工事が完了した段階で、環境保全措置や事後調査結果等に関する報告書を作成しなければならない。報告書には、当該工事の実施にあたって実施した環境保全措置の効果を確認のうえ、記載するよう努める。

報告書は、工事が完了した段階で作成・公表する。環境保全措置の実施の内容や事後調査の結果等については、必要に応じて、工事中又は竣工後についても公表することができる。

工事中及び竣工後に公表が必要となる場合とは以下のような場合が考えられる。

- ・ 工事期間が長期にわたる場合（工事中）
- ・ 講じた保全措置の状況を確認する場合（工事中、竣工後）等

また、報告書を作成したときは、事業者は「評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。」と規定されている。（法第 38 条の 3 第 1 項）

従って、埋立事業の場合、評価書の送付を受けた者（埋立免許権者）に、報告書を送付する必要がある。この送付を受けた埋立免許権者は、必要に応じ、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べることとなる。

17 報告書の記載事項

(第38条)

(報告書の記載事項)

第三十八条 法第二十七条の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、対象埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模、対象埋立て又は干拓事業が実施された区域の位置その他の対象埋立て又は干拓事業に関する基礎的な情報
- 二 環境保全措置(第四号に掲げるものを除く。)の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- 三 事後調査の項目、手法及び結果
- 四 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- 五 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別
- 六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2 法第二十七条の公告を行った事業者は、対象埋立て又は干拓事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と竣功後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

報告書の作成に当たっては、記載すべき事項は以下のとおり。

(1) 報告書の記載事項

- ①事業者の氏名及び住所、対象埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模、並びに対象埋立て又は干拓事業が実施された区域等、対象埋立て又は干拓事業に関する基礎的な情報
・評価書に記載した事項を元に記載する。
- ②環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
・評価書に記載された環境保全措置について講じた内容及び、効果の調査結果について取りまとめる。
・また、講じた環境保全措置の効果が不確実な場合には、その程度について記載する。
- ③事後調査の項目、手法及び結果
・評価書に記載された事後調査の項目及び手法を記載するとともに、当該手法により行った調査結果について取りまとめる。
・取りまとめに際しては、環境影響評価の予測・評価結果との比較も行うとともに、評価書の縦覧以降に事後調査の項目や手法を変更した場合は、その検討経緯や理由も記載する。

- ④事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- ・事後調査の結果、評価書の予測範囲を超えた環境への影響が生じていたり、環境保全措置が想定通り機能を発揮していない場合等において、環境への影響を低減・代償するために新たな環境保全措置を講じる場合には、新たな環境保全措置の内容、その効果及び講じる措置に不確実性がある場合には、その内容について記載する。
- ⑤専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等
- ・事後調査及び環境保全措置について、専門家の助言を受けた場合は、その助言の内容及び専門家の専門分野（できる限り、専門家の所属機関の種別を含める）を記載する。
- ⑥報告書作成以降に環境保全措置や事後調査を行う場合はその実施の内容等又はその結果等を公表する旨
- ・報告書は工事が完了した段階で作成・公表することが基本であるが、更なる事後調査や環境保全措置の実施が必要となった場合には、その実施の内容や結果等を公表する旨を記載する。

(2) 事業者が他の者に引き継がれた場合又は事業者と竣工後の管理者が異なる場合

工事の実施中に事業者が変更された場合又は事業者と竣工後の管理者が異なる場合は、新たな事業者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容（事後調査や環境保全措置の分担、要請等）を記載する。

18 その他法改正事項

18-1 電子縦覧の実施

(環境影響評価法 第7条、第16条、第27条)

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十七条 事業者は、第二十五条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

方法書、準備書及び評価書については、書面による縦覧に加えて、インターネットの利用その他の方法で縦覧を行うこととする。

インターネットによる縦覧の場合、以下のウェブサイトから適切な方法により掲載する事を基本とし、インターネットの利用以外の方法とは、電子媒体（CD-ROM、DVD等）の提供等が考えられる。

- ・事業者のウェブサイトへの掲載
- ・関係都道府県のウェブサイトに掲載
- ・関係市町村のウェブサイトに掲載

また、縦覧を行う必要がある図書は以下のとおりである。

- ・方法書及び要約書
- ・準備書及び要約書
- ・補正後の評価書及び要約書

なお、具体的な方法については、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）に基づくことが望ましい。

18-2 方法書段階での説明会の開催

(環境影響評価法 第7条の2)

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

近年の方法書は、法制定時の想定と比べて、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっている。方法書の目的についての理解を深め、方法書段階での住民等とのコミュニケーションを充実させるために、下記の方法により、方法書段階での説明会を開催することとする。

また、方法書説明会は、できる限り参加者の利便性等を考慮し、開催日時・場所を定めることが望ましい。

(1) 開催期間

- ・開催期間は方法書の縦覧期間内に行う必要がある。したがって、方法書の縦覧開始日から1ヶ月の間に行う必要がある。

(2) 開催公告

- ・説明会の開催日については、開催日の1週間前までに公告を行う必要がある。
- ・方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定める際には、方法書の送付先の都道府県知事の意見を聴くことが望ましい。
- ・説明会開催の公告内容は、以下のとおりである。
 - ①事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ②対象事業の名称、種類及び規模
 - ③対象事業が実施されるべき区域
 - ④対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲（方法書の送付先の都道府県及び市町村）
 - ⑤方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(3) 開催場所

- ・埋立て事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（方法書の送付先の都

道府県及び市町村) とする。

- ・地域が複数の市町村にわたる場合や、事業者が必要と認める（会場の制約等により、1箇所での開催が困難な場合等）場合には、複数の区域に区分して当該区域ごとに開催することが望ましい。

なお、事業者は、その責めに帰することができない事由であって、以下の場合により方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能な場合
- ・事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかな場合。

(巻末資料)

予測手法の参考例

表1～表19に環境要素ごとに予測手法の参考例を簡易な順番に示した。

なお、事業の規模や内容あるいは地域特性によって予測手法の適否が異なることから、事業特性や地域特性等を踏まえた上で、既存資料の有無等を鑑み、個々のケースに応じた簡易な予測手法を検討することが必要であり、必ずしも記載した参考例を用いる必要はない。

埋立てによって、「流況の変化」と「波浪の変化」が生じ、このような物理的な変化が、2次的に水質、底質、地形、生態系等の影響をおよぼす事が考えられる。そのため、各環境要素の予測の前に、流況と波浪への影響範囲およびその程度を把握することが望ましい。

表 1 予測手法の参考例

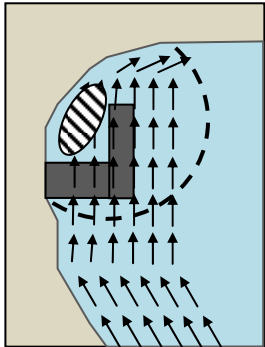
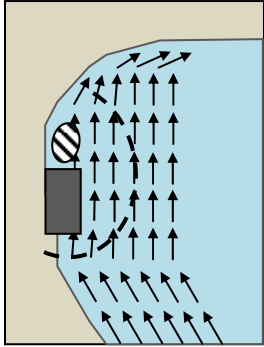
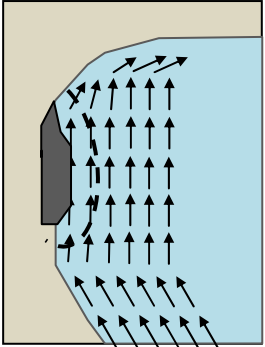

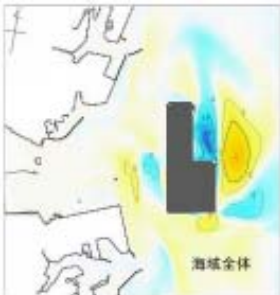
	予測手法の参考例	予測のイメージ・検討例
流況	<p>【流況 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地の形状や位置、および、既存の潮流シミュレーション結果等を考慮して、流れに影響がある範囲とその程度を推測する。 (既存資料及び埋立地の位置により推測可能) 	<p>予測のイメージ・検討例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  </div> </div> <p>(■ ; 計画地、▨ ; 流れに強い影響が及ぶ範囲、----- : 流れに影響が及ぶ範囲、← ; 流向流速ベクトル)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流れを妨げる位置に埋立地を設置する場合、流れの下流域において流況が変化することが想定される (シミュレーション結果の例)
	<p>【流況 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 潮流シミュレーションにより、流れに影響がある範囲およびその程度を予測する。 (EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>・上図の暖色（黄やピンク）は流速が速くなる範囲、寒色（青）は遅くなる範囲をシミュレーション結果から示した例 (シミュレーションには、海底地形、潮汐、淡水流入量等のデータが必要となる。)</p> <p>出典：「第 2 回 那覇空港技術検討委員会 資料」(内閣府 沖縄総合事務局、平成 20 年 10 月) より作成 (左図)</p> <p>出典：「「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」策定に係る検討状況報告 概要版」(国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所、平成 22 年 9 月) より作成 (右図)</p>

表 2 予測手法の参考例

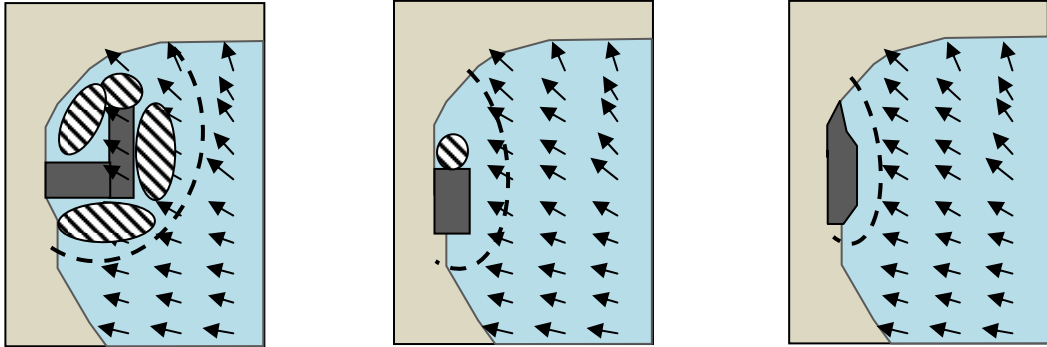
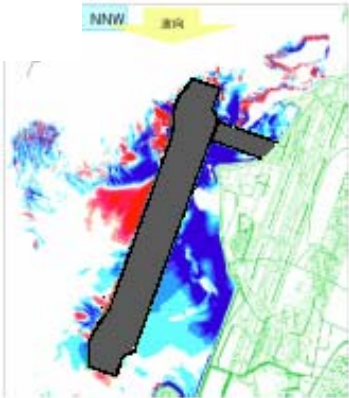
	予測手法の参考例	予測のイメージ・検討例
波浪	<p>【波浪1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地の形状や位置、および既存の波浪シミュレーション結果または既往の調査結果を考慮して、波浪に影響がある範囲およびその程度を推測する。 (既存資料及び埋立地の位置により推測可能) 	<p style="text-align: center;">A案 B案 C案</p>  <p style="text-align: center;">(■ ; 計画地、 ▨ ; 波に強い影響が及ぶ範囲、 - - - - : 波に影響が及ぶ範囲、 ← ; 波向き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 波を妨げる位置に埋立地を設置する場合、埋立地の背後域において波浪が変化することが想定される。
	<p>【波浪2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 波浪モデルにより、波浪に影響がある範囲とその程度を予測する。 (EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる) 	<p>(シミュレーション結果の例)</p>  <ul style="list-style-type: none"> 上図の赤色は波浪による影響が強くなる範囲、青色は弱くなる範囲をシミュレーション結果から示した例 (シミュレーションには、地形等のデータが必要となる。) <p>出典：「第2回 那覇空港技術検討委員会 資料」(内閣府 沖縄総合事務局、平成20年10月)より作成</p>

表 3 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

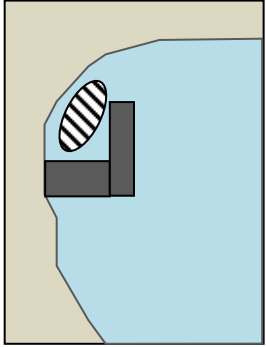
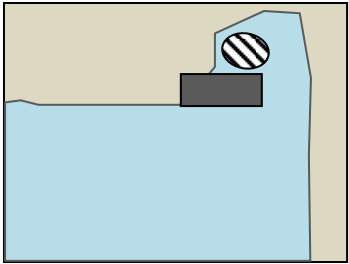
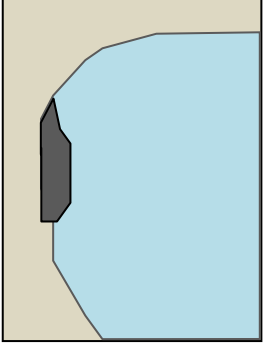
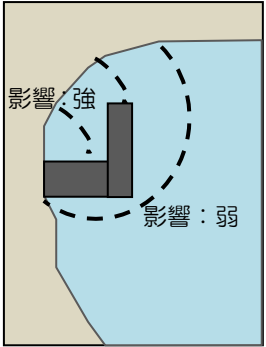
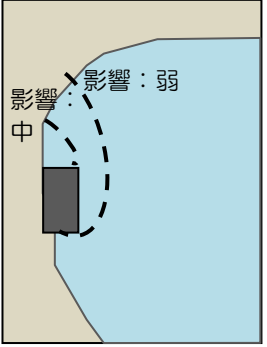
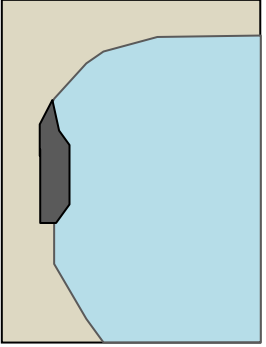
環境要素 の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
水環境	水質	○	<p>【水の汚れ1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流況に関する情報がない場合、専門家の意見を参考にして、埋立地の形状や位置から流れの阻害の程度を推測し、水の汚れの変化について推測する。 (既存資料及び埋立地の位置により推測可能) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">(■ ; 計画地、▨ ; 滞留域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸からL字型に埋立地を設置する場合や湾奥部を塞ぐ位置を埋立てる場合は、流れの阻害による海水の滞留や、それに伴う水質変化が想定される。
		○	<p>【水の汚れ2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【流況】で求めた流況の変化範囲およびその程度を用いて、水の汚れの発生範囲およびその程度について推測する。 (既存資料またはシミュレーション結果及び埋立地の位置により推測可能) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">(■ ; 計画地、---- ; 水の汚れのコンターライン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流れを妨げる位置に埋立地を設置する場合、流れの下流域における海水の滞留や、それに伴う水質が変化することが想定される。 <p>※【水の汚れ1】の手法では、計画地における海象条件は定量的には考慮されないのに対し、本手法は流向・流速ベクトルとの重ね合わせや、シミュレーション結果から、計画地の海象条件を定量的に考慮した水質変化の推測が可能となる</p>

表 4 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）


環境要素の区分			定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
水環境	水質	水の汚れ	○		<p>【水の汚れ3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流シミュレーション及び拡散シミュレーションにより水質（水温、塩分、COD、DO 等）の値を求める。 <p>（EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる）</p>	<p>（COD のシミュレーション結果の例）</p>  <p>・上図の暖色は COD 濃度が高くなる範囲、寒色は低くなる範囲をシミュレーション結果から示した例 （シミュレーションには、海底地形、潮汐、淡水流入量、各種水質負荷量等のデータが必要となる。）</p> <p>出典：「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」策定に係る検討状況報告 概要版」（国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所、平成 22 年 9 月）より作成</p>

表 5 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

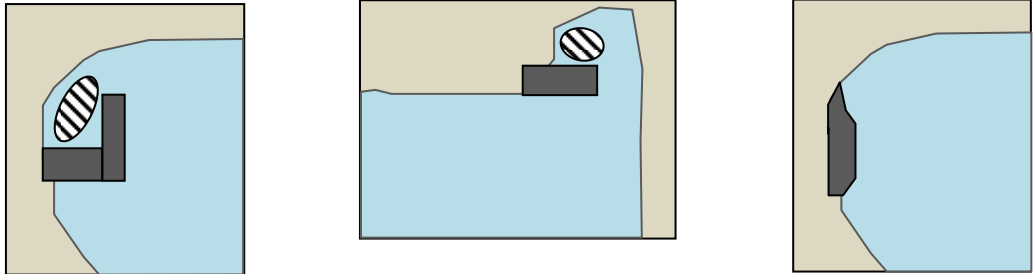
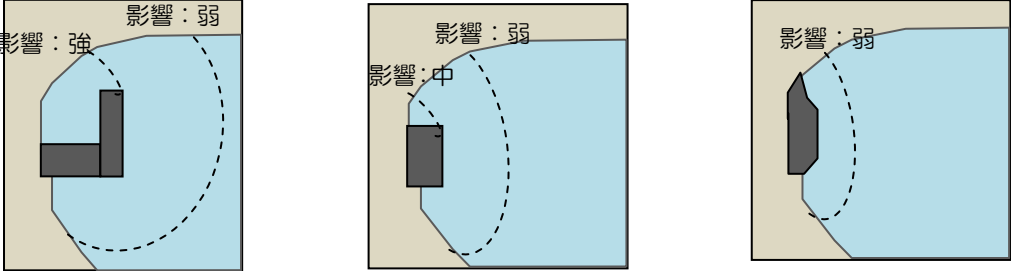
環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
水環境 水底の底質 底質の性状		○	<p>【底質の性状 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流況や波浪に関する情報がない場合、専門家の意見を参考にして、埋立地の形状や位置から流れの阻害の程度を推測し、底質の変化について推測する。 (既存資料及び埋立地の位置により推測可能) 	<p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>(■ ; 計画地、▨ ; 滞留による底質の変化区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸から L 字型に埋立地を設置する場合や湾奥部を塞ぐ位置を埋立てる場合は、流れや波の阻害による海水の滞留や、それに伴う底質変化が想定される。
		○	<p>【底質の性状 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【流況】または【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲およびその程度を用いて、底質の変化について推測する。 (既存資料またはシミュレーション結果及び埋立地の位置により推測可能) 	<p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>(■ ; 計画地、---- ; 底質変化のコンターライン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流れを妨げる位置に埋立地を設置する場合、流れの下流域における海水の滞留や、それに伴う底質変化が想定される。 <p>※【底質の性状 1】の手法では、計画地における海象条件は定量的には考慮されないのに対し、本手法は、流向・流速ベクトルを重ね合わせや、シミュレーション結果から、計画地の海象条件を定量的に考慮した底質変化の推測が可能となる。</p>

表 6 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

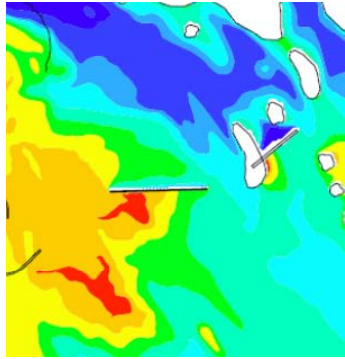
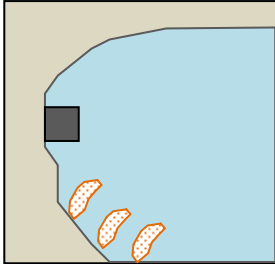
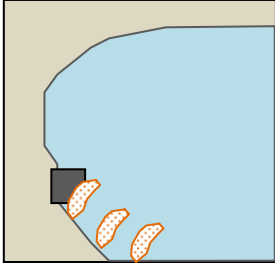
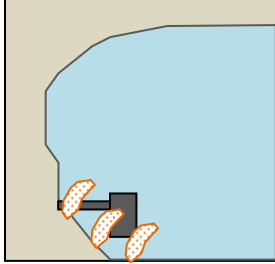
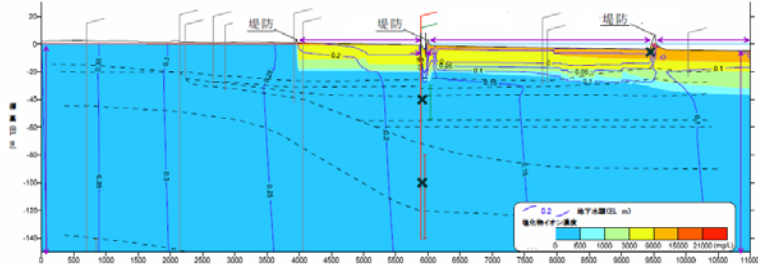
環境要素の区分			定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
水環境	水底の底質	底質の性状	○		<p>【底質の性状 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流シミュレーション及びSS拡散シミュレーションにより堆積するSSの量を予測する ・波浪シミュレーションによりシールズ数を求め、底質の移動の状況を予測する <p>(EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる)</p>	<p>(シールズ数のシミュレーション結果の例)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・上図の暖色はシールズ数が高い範囲、寒色は低い範囲を計算した例 (計算には、底質の粒経、流速等のデータが必要となる。) <p>※シールズ数：底質の動きやすさの指標</p> <p>出典：「平成 17 年度中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会 資料」（内閣府沖縄総合事務局開発建設部等、平成 18 年 3 月）より作成</p>

表 7 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

環境要素の区分		定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例		
水環境	地下水の水質及び水位	○	○	【水質・水位 1】 ・埋立地と、地下水湧水地点の位置との重ね合わせにより、埋立地内に存在する湧水地の数や面積等を求める。 （既存資料及び埋立地の位置により予測可能）	A案 	B案 	C案 
				【水質・水位 2】 ・埋立地の位置又は工作物の構造又は配置から地下水の流れを阻害する可能性を推測する。 （既存資料及び事業計画により予測可能）	・湧水地を塞ぐ位置に埋立地を設置したり、海底に杭や矢板の設置等を行う場合は、地下水の流れを阻害し、地下水の水質や水位に影響を及ぼすことが想定される。		
				【水質・水位 3】 ・断面二次元飽和密度流モデル等の数値解析手法等により、陸域への塩水の侵入状況等を推測する。 （EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる）	（地下水の塩分シミュレーション結果の例） 		

（  ; 計画地、  ; 湧水地 ）

・上図の暖色は塩分が高くなる範囲、寒色は低くなる範囲をシミュレーション結果から示した例（シミュレーションには、塩分、透水係数等のデータが必要となる。）

出典：「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書」（農林水産省九州農政局、平成 24 年 11 月）より作成

表 8 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

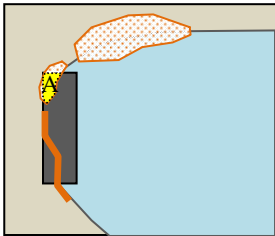
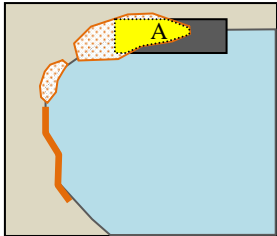
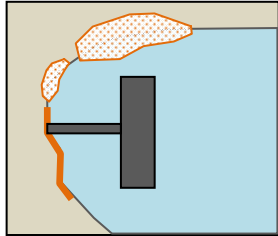


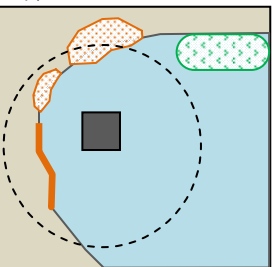
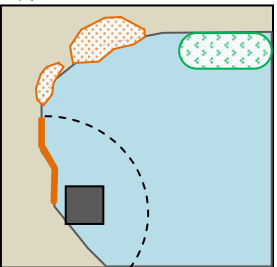
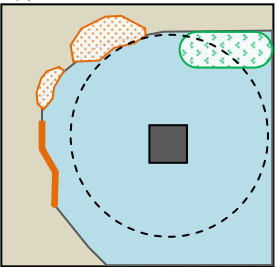


環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例		
92 土壤に係る環境その他の環境 地形及び地質 重要な地形及び地質	○		【重要な地形 1】 ・既存資料（地形図等）から、自然海岸や海浜（砂浜）等の位置を調査し、埋立地と海岸等の位置の重ねあわせを行い、直接改変される面積、海岸線延長等を算出する。 （既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能）	A案 	B案 	C案  <p style="text-align: center;"> (■ ; 計画地、  ; 自然海岸・砂浜、  ; 直接改変される部分) </p>
	○		【重要な地形 2】 ・直接改変がない場合には、【流況】または【波浪】で求めた流れと波に強い影響が及ぶ範囲に存在する自然海岸、砂浜、干潟・藻場等の面積や海岸線の距離等を算出する。 （既存資料及び埋立地の位置により算出可能）	A案 	B案 	C案  <p style="text-align: center;"> (■ ; 計画地、  ; 自然海岸・砂浜、  ; 干潟・藻場等、 ----- : 流れ, 波または地形に強い影響が及ぶ範囲) </p> <p>・流れと波に強い影響が及ぶ範囲に自然海岸等が多く分布する場合、環境への影響は大きいことが想定される。</p>

表 9 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

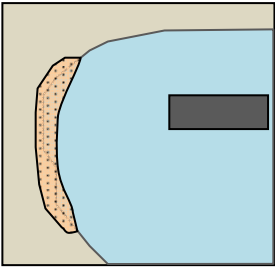
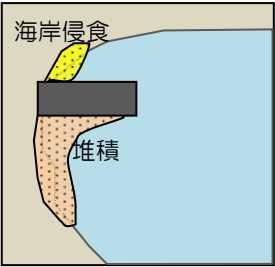
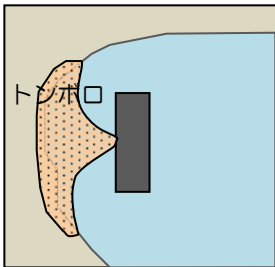

環境要素 の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
土壌に係る環境その他の環境 地形及び地質 重要な地形及び地質	○		<p>【地形変化1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【流況】または【波浪】で求めた流れおよび波浪の影響範囲とその程度を用いて、地形の変化の程度を推測する。 <p>(既存資料シミュレーション結果及び埋立地の位置・配置により予測可能)</p>	<p>予測のイメージ・参考例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  <p>地形変化は軽微</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  <p>砂の堆積・海岸侵食の可能性</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  <p>トンボロ形成の可能性 (■; 計画地、●; 砂浜)</p> </div> </div> <p>・埋立地の位置及び周辺の地形特性によっては、埋立による波浪・流況の変化により、砂の堆積、海岸侵食、トンボロ形成等の地形変化が想定される。</p>
	○		<p>【地形変化2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汀線変化の予測シミュレーションから、砂浜等の汀線の変化を求める。(EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる) 	<p>(地形のシミュレーション結果の例)</p>  <p>・上図の茶色は侵食する範囲、水色は堆積する範囲をシミュレーション結果から示した例 (シミュレーションには、海底地形、埋立地の形状等のデータが必要となる。)</p> <p>出典：「東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価について（東京国際空港 D 滑走路建設工事技術報告会（第一回）資料）」（関東地方整備局、平成 18 年 9 月）より作成</p>

表 10 予測手法の参考例（環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

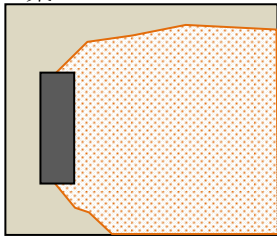
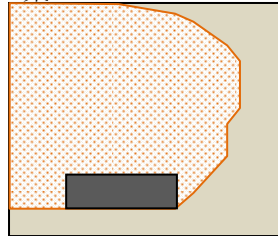
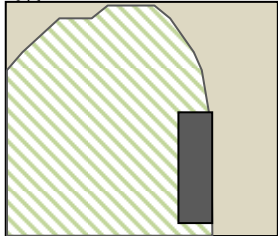
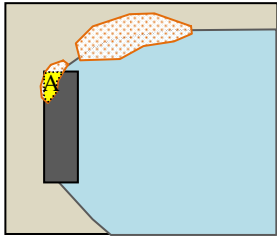
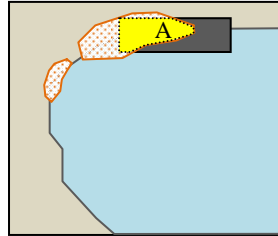
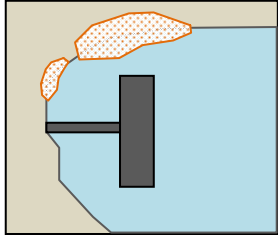
環境要素の区分		定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
土壌に係る環境その他の環境	地盤		○	<p>【地盤1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地と、海底地盤との重ね合わせにより、地盤沈下の可能性の有無を推測する。 <p>（既存資料及び埋立地の位置・配置により予測可能）</p>	<p>A案</p>  <p>B案</p>  <p>C案</p>  <p>粘土層であり圧密の可能性あり</p> <p>岩盤であり、沈下の可能性は低い</p> <p>（ ■ ; 計画地、 ■■■ ; 海底地盤の質 ）</p> <p>・粘土層等地盤が軟弱な場所に埋立地を設置する場合、圧密による地盤沈下が想定され、一方硬い岩盤上に埋立地を設置した場合は地盤沈下の可能性は小さいと想定される。</p>
	土壌		○	<p>【土壌1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料（土壌版レッドデータブック等）から、重要な土壌の位置を調査し、埋立地と重要な土壌の位置の重ねあわせを行い、直接改変される面積等を算出する。 <p>（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能）</p>	<p>A案</p>  <p>B案</p>  <p>C案</p>  <p>（ ■ ; 計画地、 ■■■ ; 重要な土壌 ）</p> <p>・陸域に接する部分に重要な土壌が存在する位置を埋立てる場合、直接改変により失われる可能性が想定される。</p>

表 11 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

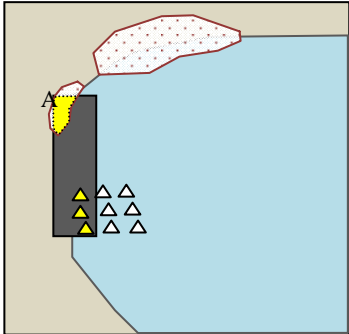
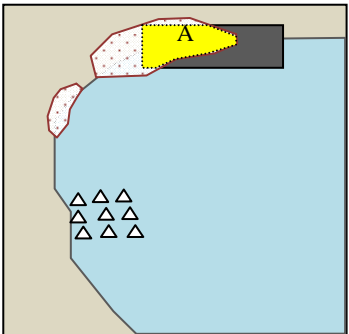
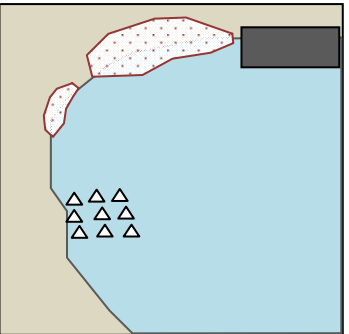
環境要素 の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
動物	○	<p>【重要な種 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料（レッドデータブック、日本の希少な野生水生生物に関するデータブック、他事例のアセス書等）より、重要な種の生息状況を確認し、生息地点が分かる場合には、埋立地と重ね合わせを行い、直接改変面積を算出する。（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p>A 案</p>  <p>B 案</p>  <p>C 案</p> 	<p>(■ ; 計画地、△△△ ; 魚礁、漁場、 ; 藻場、干潟、さんご礁の分布域、重要な種及び注目すべき生息地、産卵場 等)</p> <p>・埋立てによる藻場等の生物生息地の直接改変や埋立地の存在により、流況・水質・底質等の動物の生息環境が変化し、生物の生息に影響を及ぼすことが想定される。</p>
	○	<p>【注目すべき生息地 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料（自然環境保全基礎調査結果、漁業権図、水産資源保護法に基づく保護水面、他事例のアセス書等）より、藻場、干潟、塩性湿地、さんご礁等または漁場、魚礁、産卵場等注目すべき生息地の分布域を調査し、埋立地と重ね合わせを行い、直接改変面積・箇所数を算出する。（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 		

表 12 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

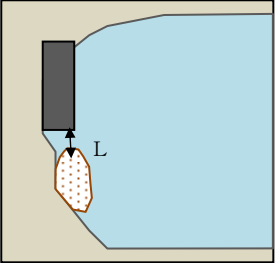
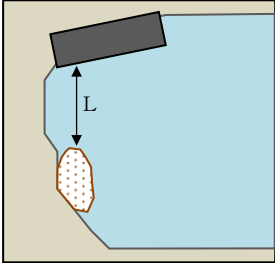
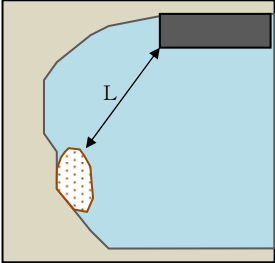
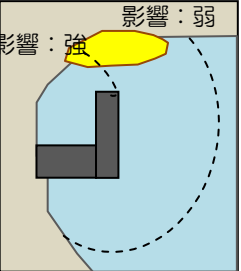
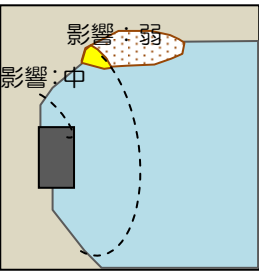
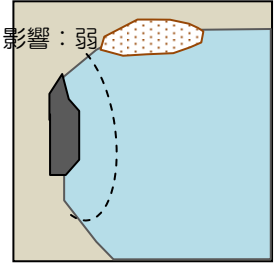
環境要素 の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
動物	○	<p>【重要な種 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料より、重要な種の生息状況を確認し、生息地点が分かる場合には、埋立地からの離隔距離 (L) を算出する。 (既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能) 	<p>予測のイメージ・参考例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  </div> </div> <p>(■ ; 計画地、▨ ; 藻場、干潟、さんご礁の分布域、重要な種及び注目すべき生息地、産卵場 等)</p> <p>・埋立地の存在により、重要な種の生物の生息に影響を及ぼすことが想定される。</p>	
	○	<p>【注目すべき生息地 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料より、注目すべき生息地の分布域を確認し、埋立地からの離隔距離 (L) を算出する。 (既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能) 		
	○	<p>【重要な種 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接変化がない場合で、重要な種の生息地点が分かる場合には、【流況】または【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲およびその程度もしくは【地形変化】で求めた地形の変化範囲に存在する重要な種の生息面積を算出する。 (既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  </div> </div> <p>(■ ; 計画地、▨ ; 藻場、干潟、さんご礁の分布域、重要な種及び注目すべき生息地、産卵場 等、----- ; 流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲)</p> <p>・埋立地の存在により、流況・水質・底質等の動物の生息環境が変化し、生物の生息に影響を及ぼすことが想定される。</p>	
	○	<p>【注目すべき生息地 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接変化がない場合、【流況】または【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲もしくは【地形変化】で求めた地形の変化範囲に存在する注目すべき生息地の面積・箇所数を算出する。 (既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能) 		

表 13 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

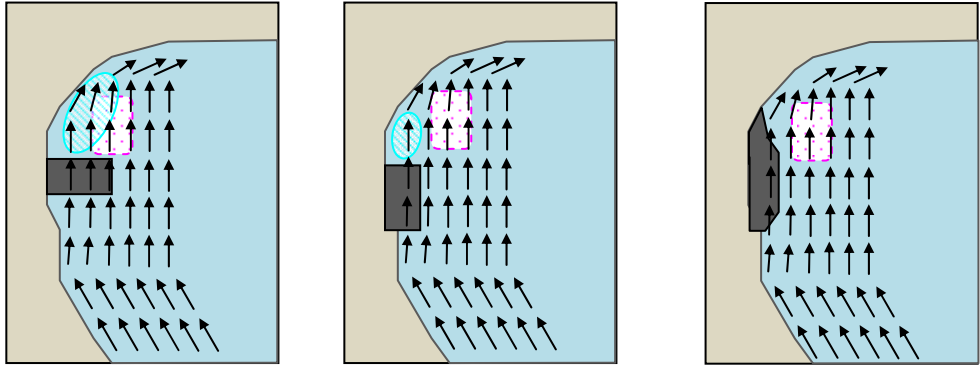
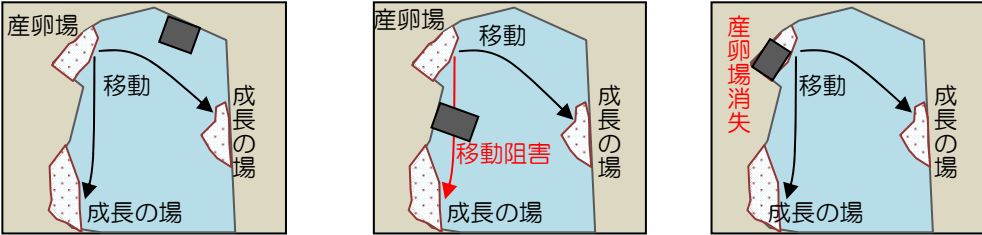
環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
動物		○	<p>【重要な種4】（重要な種）</p> <p>・【流況】、【水の汚れ】、【底質の性状】で推測または求められた流れ、水質、底質の変化から、動物の生息環境の変化の有無を推測し、重要種への影響の可能性を推測する。</p> <p>（既存資料またはシミュレーション結果及び埋立地の位置・配置により推測可能）</p>	<p>A案 B案 C案</p>  <p>（■；計画地、▨；水質変化域、←；流向流速の現況、▨；重要種の生息域）</p> <p>・流れを妨げる位置に埋立地を設置する場合、流れの下流域における海水の滞留や、それに伴う底質変化が想定される。</p>
		○	<p>【注目すべき生息地4】</p> <p>・【流況】、【波浪】、【地形変化】で推測または求められた場の消失や水環境の変化および地形の変化を考慮して、生態系ネットワークや、産卵への影響、採餌への影響の程度を推測する。</p> <p>（既存資料シミュレーション結果及び埋立地の位置・配置により推測可能）</p>	<p>A案 B案 C案</p>  <p>影響は軽微</p> <p>流れの阻害による影響の可能性</p> <p>産卵場消失により周辺干潟へも影響</p> <p>（■；計画地、▨；生息に必要な場）</p> <p>・埋立てによる生物の移動経路の直接的な阻害や産卵場・成長の場の直接改変や、流れの変化に伴う移動阻害等が想定される。</p>

表 14 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

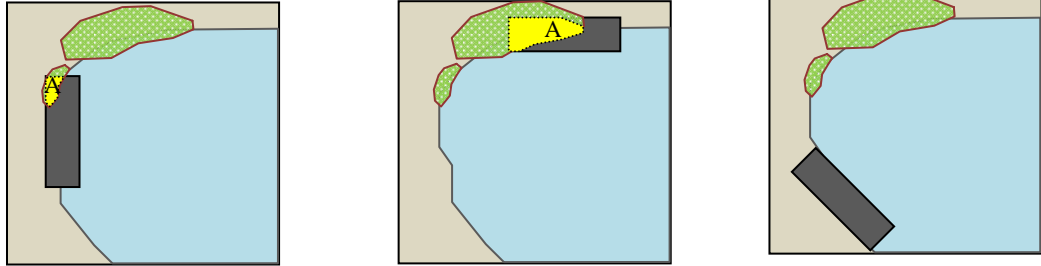
環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
植物	○		<p>【重要な種 1】（重要な種）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料（レッドデータブック、日本の希少な野生水生生物に関するデータブック、他事例のアセス書等）より、重要な種の生育状況を確認し、生育地点が分かる場合には、埋立地との重ねあわせを行い、直接改変面積を算出する。 （既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>（ ■ ; 計画地、 ■ ; 重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域）</p>
		○	<p>【群落 1】（群落）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料（自然環境保全基礎調査結果、他事例のアセス書等）より、海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落の分布域を調査し、埋立地との重ねあわせを行い、直接改変面積・箇所数を算出する。 （既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てによる植物生育地（海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等）・群落の直接改変や、埋立地の存在により、流況・水質・底質等の植物の生育環境が変化し、植物の生育に影響をおよぼすことが想定される。

表 15 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

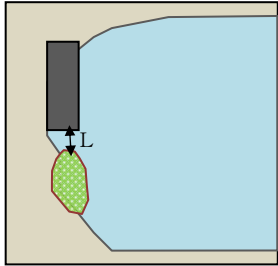
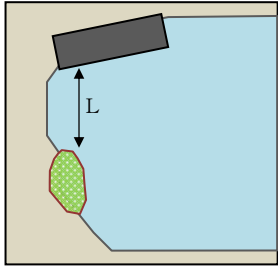
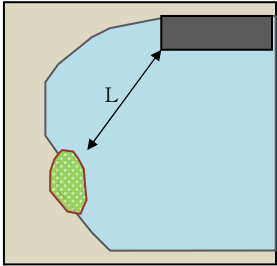
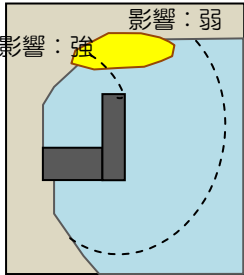
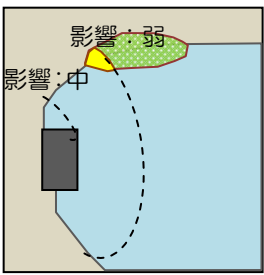
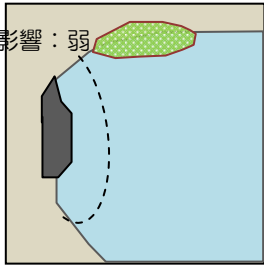
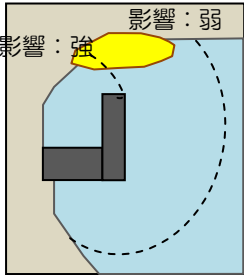
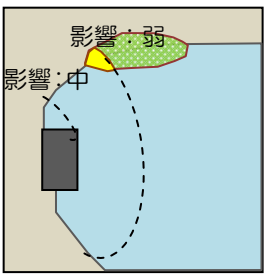
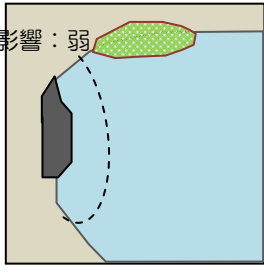
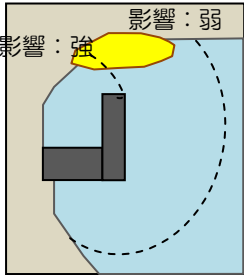
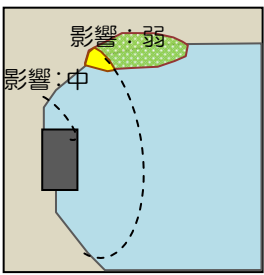
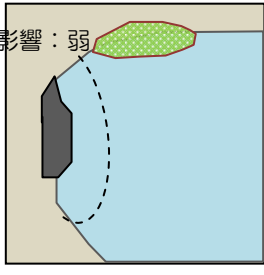
環境要素 の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
植物	○		<p>【重要な種 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料より、重要な種の生育状況を確認し、生育地点が分かる場合には、埋立地からの離隔距離（L）を算出する。（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p>A 案</p>  <p>B 案</p>  <p>C 案</p>  <p>（ ■ ; 計画地、 ■ ; 重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域）</p> <p>・埋立地の存在により、重要な種や群落に影響を及ぼすことが想定される。</p>
		○	<p>【群落 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料より、群落の分布域を確認し、埋立地からの離隔距離（L）を算出する。（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p>A 案</p>  <p>B 案</p>  <p>C 案</p>  <p>（ ■ ; 計画地、 ■ ; 重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域</p> <p>----- ; 流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲）</p> <p>・埋立地の存在により、流況・水質・底質等の植物の生育環境が変化し、生物の生育に影響を及ぼすことが想定される。</p>
	○		<p>【重要な種 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接変化がない場合には、【流況】または【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲およびその程度もしくは【地形変化】で求めた地形の変化範囲に存在する重要な種の生育面積を算出する。（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p>A 案</p>  <p>B 案</p>  <p>C 案</p>  <p>（ ■ ; 計画地、 ■ ; 重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域</p> <p>----- ; 流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲）</p> <p>・埋立地の存在により、流況・水質・底質等の植物の生育環境が変化し、生物の生育に影響を及ぼすことが想定される。</p>
	○		<p>【群落 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接変化がない場合には、【流況】または【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲もしくは【地形変化】で求めた地形の変化範囲に存在する群落の面積を算出する。（既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p>A 案</p>  <p>B 案</p>  <p>C 案</p>  <p>（ ■ ; 計画地、 ■ ; 重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域</p> <p>----- ; 流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲）</p> <p>・埋立地の存在により、流況・水質・底質等の植物の生育環境が変化し、生物の生育に影響を及ぼすことが想定される。</p>

表 16 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
植物	重要な種及び群落	○	<p>【重要な種 4】</p> <p>・【流況】、【水の汚れ】、【底質の性状】で推測または求められた流れ、水質、底質の変化から、これらの変化による植物への影響を推測する。</p> <p>（既存資料またはシミュレーション結果及び埋立地の位置・配置により推測可能）</p>	<p>予測のイメージ・参考例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="902 300 1182 703"> <p>A 案</p> </div> <div data-bbox="1240 300 1520 703"> <p>B 案</p> </div> <div data-bbox="1603 300 1883 703"> <p>C 案</p> </div> </div> <p>（■；計画地、■；重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域、←；流向流速の現況）</p> <p>・流れを妨げる位置に埋立地を設置した場合、流れの下流域における海水の滞留や、それに伴う底質変化が想定される。</p>
		○	<p>【群落 4】</p> <p>・【流況】、【波浪】、【地形変化】で推測または求められた水環境の変化および地形の変化を考慮して、重要な種の生活史と埋立地との重ね合わせにより、重要な種及び群落への影響の程度を推測する。</p> <p>（既存資料またはシミュレーション結果及び埋立地の位置・配置により推測可能）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="902 927 1182 1190"> <p>A 案</p> <p>種子供給源 移動 生育の場</p> <p>影響は軽微</p> </div> <div data-bbox="1263 927 1543 1190"> <p>B 案</p> <p>種子供給源 移動 生育の場</p> <p>移動阻害</p> <p>流れの阻害による影響の可能性</p> </div> <div data-bbox="1581 927 1861 1190"> <p>C 案</p> <p>種子供給源の消失 移動 生育の場</p> <p>種子供給源消失により 周辺藻場へも影響</p> </div> </div> <p>（■；計画地、■；重要な種及び海岸林、海浜植物、湿地・干潟植物等の群落分布域）</p> <p>・埋立てによる植物生育場の直接改変や埋立地の存在による流れの変化に伴う移動阻害等が想定される。</p>

表 17 予測手法の参考例（生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

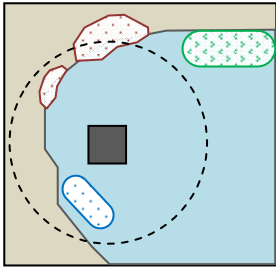
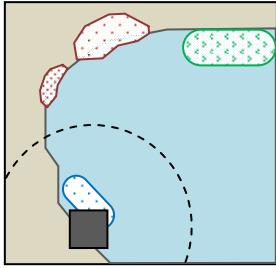
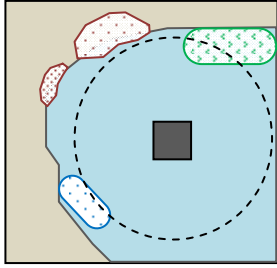


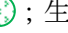
環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
地域を特徴づける生態系	○		<p>【生態系 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地と生物の生息・生育場の位置との重ね合わせにより、【流況】、【波浪】で求めた流れと波浪の変化範囲もしくは【地形変化】で推測した地形の変化範囲に存在する生物の生息・生育地、藻場、干潟、さんご礁、浅場等の地域を特徴付ける生態系を構成する場の面積等を求める。 （既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能） 	<p style="text-align: center;">予測のイメージ・参考例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B 案</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C 案</p>  </div> </div> <p>（■；計画地、  ；生物の生息・生育地、藻場、干潟、塩性植物群落、さんご礁、浅場、-----；流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い影響が及ぶ範囲に生物の生息・生育地が多く分布する場合は、環境への影響が大きいと想定される。
	○		<p>【生態系 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を特徴付ける生態系として、上位性、典型性、特殊性の観点も合わせて推測する。 （既存資料及び埋立地の位置・配置により推測可能） 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p>A 案</p> <pre> graph TD A[沖合いの浅場消失] --> B[貝類・底生生物の減少] B --> C[底生生物を餌とする魚類への影響] </pre> </div> <div style="width: 30%;"> <p>B 案</p> <pre> graph TD D[干潟の消失] --> E[塩性植物の減少] D --> F[水質浄化機能の低下] F --> G[水質の悪化] E --> H[貝類・底生生物の減少] G --> H H --> I[底生生物を餌とする魚類への影響] E --> J[鳥類への影響] I --> J </pre> </div> <div style="width: 30%;"> <p>C 案</p> <pre> graph TD K[潮流の阻害] --> L[滞留域の発生] L --> M[藻場への浮泥堆積] M --> N[海藻草類の枯死] N --> O[藻場に依存する稚仔魚、底生生物への影響] O --> P[肉食魚への影響] L --> Q[水質の悪化] Q --> R[貧酸素水塊発生] R --> P </pre> </div> </div> <p>・上記のようなインパクト・レスポンスフローを作成し、それぞれの案でどの様な影響が波及するおそれがあるか定性的に予測する。（上記は一例である）</p>

表 18 予測手法の参考例（人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

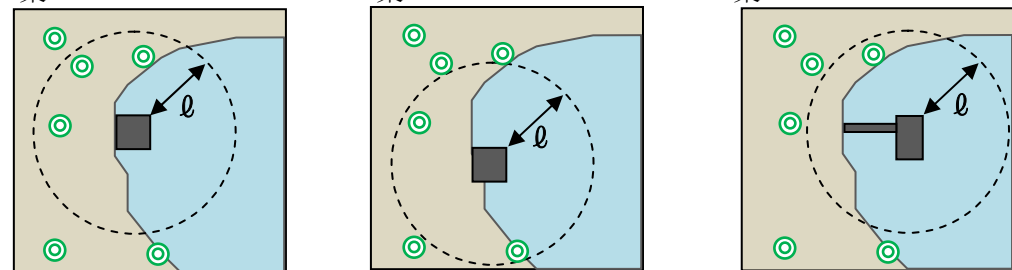
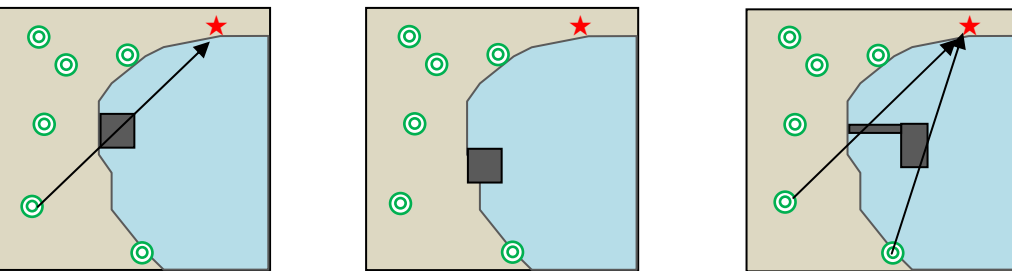
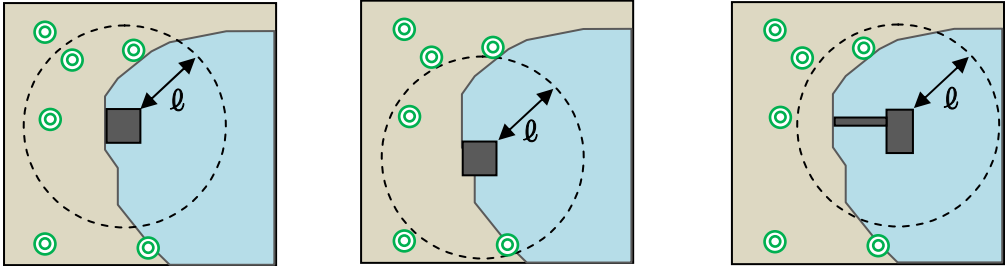
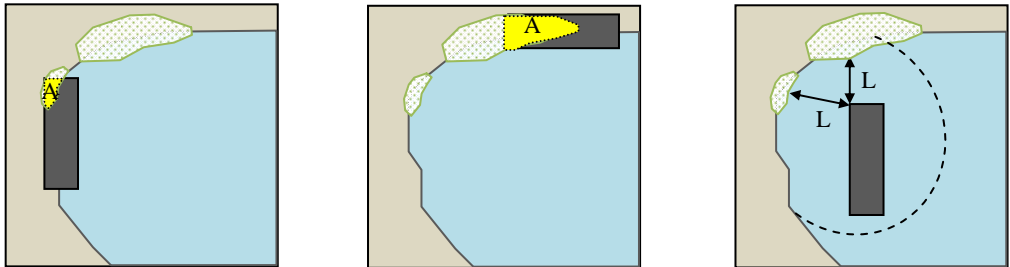
環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
景観	主要な眺望点および景観資源並びに主要な眺望景観	○	<p>【景観 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地と、主要な視点場の位置との重ね合わせにより、埋立地から一定の範囲内（$l \div 3\text{km}^*$）に存在する主要な視点場の数等を求める。 なお、埋立地の存在による影響を予測するため、上物の建物等を考慮する必要はない。 （既存資料及び埋立地の位置により算出可能） （※面整備事業環境影響評価技術マニュアル [II]（株）ぎょうせい、平成 11 年）を参考） 	<p>予測のイメージ・参考例</p> <p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>（ ■ ；計画地、 ⊙ ；主要な視点場 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定範囲内に主要な眺望点が多く分布する場合は、景観への影響が大きいと想定されることから、一定範囲内に存在する、主要な眺望点の数を指標とし、その大小による環境影響の度合いを予測・評価する。
		○	<p>【景観 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地と、視点場（眺望点）の位置との重ね合わせにより、視点場（眺望点）と景観資源の間に埋立地が存在するか否かについて推測する。 なお、埋立地の存在による影響を予測するため、上物の建物等を考慮する必要はない。 （既存資料及び埋立地の位置により推測可能） 	<p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>（ ■ ；計画地、 ⊙ ；主要な視点場、★ ；主要な景観資源、←；景観に影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> 視点場（眺望点）と景観資源の間に埋立地がある場合、景観への影響が想定されることから、景観資源の眺望に影響がある視点場（眺望点）の数を指標とし、その大小による環境影響の度合いを予測・評価する。
		○	○	<p>【景観 3】</p> <p>（EIA と同等の手法。ただし、入力条件の精度は熟度に応じる）</p>

表 19 予測手法の参考例（人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素）

環境要素の区分	定量的	定性的	予測手法の参考例	予測のイメージ・参考例
人と自然との触れ合いの活動の場	○		<p>【触れ合いの場 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地と人と自然との触れ合いの場の位置との重ね合わせにより、埋立地内又は埋立地から一定の範囲内 ($l \approx 0.5\text{km}^*$) に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場の数等を求める。 (既存資料及び埋立地の位置のみで算出可能) (※面整備事業環境影響評価技術マニュアル [II] ((株)ぎょうせい、平成 11 年)を参考) 	<p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>(■ ; 計画地、 ⊙ ; 主要な触れ合いの活動の場)</p> <p>・一定範囲内に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が多く分布する場合は、影響が大きいと想定される</p>
	○		<p>【触れ合いの場 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地と人と自然との触れ合いの場との位置関係を重ねあわせ、直接改変される面積、箇所を算出する。 (既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能) 	<p>A 案 B 案 C 案</p>  <p>(■ ; 計画地、 stippled ; 水浴場、潮干狩り、 ---- : 流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲)</p> <p>・埋立てによる自然との触れ合いの場（水浴場や潮干狩りの場等）の直接改変、埋立地の存在による流況・水質・底質等の変化に伴う自然との触れ合いの場の利用への影響が想定される。</p>
	○		<p>【触れ合いの場 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接改変がない場合には、【水の汚れ】や【地形変化】で求めた水環境の変化や場の消失および地形の変化を考慮して、触れ合いの場への影響の程度を推測する。 (既存資料及び埋立地の位置・配置により算出可能) 	<p>(■ ; 計画地、 stippled ; 水浴場、潮干狩り、 ---- : 流れ、波または地形に強い影響が及ぶ範囲)</p> <p>・埋立てによる自然との触れ合いの場（水浴場や潮干狩りの場等）の直接改変、埋立地の存在による流況・水質・底質等の変化に伴う自然との触れ合いの場の利用への影響が想定される。</p>